令和８年度

事　業　概　要

令和８年８月

福岡県北筑後保健福祉環境事務所

目　次

Ⅰ　管内の概要 …… 1
1 位置及び概況
2 地勢
3 歴史・文化
4 交通
5 人口
6 産業
7 管内の市町村
8 人口及び世帯数
9 保健福祉環境事務所の沿革

Ⅱ　保健福祉環境事務所の組織体制 …… 5
1 組織及び所掌事務
2 各課(係)の所管業務一覧
3 職員数

Ⅲ　業務の概要
総務企画課 …… 8
1 総務係

2 企画指導係
(1) 医務関係業務
(2) 地域医療・救急医療業務
(3) 薬務関係業務
(4) 厚生統計業務
(5) 企画調整連絡業務
(6) 学生・研修等の受け入れ
(7) 医療従事者人権研修業務
(8) その他の業務

保護課 …… 17
1 生活保護業務の実施
2 被保護世帯の自立を助長するための取り組み
3 管内の概況

健康増進課 …… 19
1 健康増進係
(1) 健康増進・栄養改善業務
(2) 難病対策業務
(3) 保健事業

(4) がん予防対策業務
(5) 在宅医療推進事業
(6) 原爆被爆者対策業務
(7) 歯科保健事業
(8) 保健活動推進調整事業
(9) 母子保健業務

2 精神保健係
(1) 精神障がい者の適切な医療の確保・充実
(2) 精神保健福祉相談事業
(3) 社会復帰促進事業
(4) 自殺対策
(5) アルコール依存症対策事業
(6) 飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例関連事業
(7) ひきこもり対策推進事業
(8) こころの健康づくり推進事業
(9) 保健所運営協議会精神保健福祉部会
(10) 久留米市保健所との連携

保健衛生課 …… 44
1 保健衛生係
(1) 食品衛生業務
(2) 動物行政業務
(3) 生活衛生業務
(4) 水道関係業務

2 感染症係
(1) 感染症対策
(2) 結核対策
(3) 予防接種法

社会福祉課 …… 61
1 高齢者福祉
2 介護保険
3 障がい者福祉
4 婦人及び母子・父子・寡婦福祉
5 児童福祉
6 社会福祉法人に対する各種証明書の交付

検査課 …… 67
1 感染症検査業務
2 環境検査業務
3 食品検査業務

環境課 …… 70

1　地域環境係

（1）環境啓発関係業務

（2）浄化槽関係業務

（3）温泉関係業務

（4）自然公園関係業務

（5）傷病野生鳥獣保護業務及び鳥獣保護思想の普及啓発

2　環境指導係

（1）廃棄物関係業務

（2）環境保全関係業務

資料 …… 78

・令和7年北筑後保健福祉環境事務所管内人口動態

管内の概要と組織体制

Ⅰ　管内の概要

１　位置及び概況

当事務所の管轄区域は、県都福岡市の南東30㎞に位置する朝倉市をはじめ、うきは市、小郡市、筑前町、大刀洗町、東峰村の3市2町1村で構成され、総面積551.59㎢、令和8年6月1日現在で世帯数72,852戸、人口179,899人となっています。

２　地勢

本地域は、東西に33㎞、南北に約28㎞の広がりを持った農山村地区で、北側は筑紫山系の砥上、古処、馬見等の山々及び釈迦岳を境に飯塚市、嘉麻市、田川郡と接しており、南側のうち西部は久留米市と接し、東部は筑後川を越えてうきは市があり耳納山系によって八女市と接しています。

山々は本地域の中央に向かって高度を下げ、台地状となり西側の小郡、大刀洗地区は筑紫平野の一角を形成し、市街地、農地が散在している。中央部から東部にかけて朝倉市があり、その背後の山間部に東峰村が所在しています。西側は佐賀県と筑紫野市に接し、東側は大分県と接しています。

また、江川ダム、寺内ダム、合所ダム、藤波ダムは下流地域の自治体や福岡市の水資源として重要な役割を担っています。

３　歴史・文化

朝倉市には弥生時代後期の多重環濠集落の国史跡「平塚川添遺跡」、うきは市には「若宮古墳群（日岡古墳（国指定史跡）、月岡古墳（出土品・発掘記録は国重要文化財）、塚堂古墳）」、小郡市には国重要文化財の「小郡若山遺跡土抗出土品（多鈕細文鑑2点、甕型弥生土器1点、弥生土器片1点）」や弥生時代の集落遺跡である県指定史跡「三沢遺跡」等、管内には数多くの遺跡、史跡が発見、発掘されるなど豊かな歴史を有した地域です。

また古処山の麓にひっそりと佇む城下町秋月には秋月城跡、朝倉菱野の三連水車、小石原焼、筑後吉井伝統的建造物保存地区、戦前東洋一と謳われた陸軍大刀洗飛行場（現在、筑前町立大刀洗平和記念館あり）など、歴史と文化の薫りただよう地域です。

４　交　通

管内には、国道386号及び国道210号に沿って各市町村を結ぶバス路線網、西鉄甘木線（久留米市～朝倉市）、甘木鉄道（基山町～朝倉市）及びJR久大線（久留米市～大分市）の鉄道網、また、地域の中央部を東西に横断する大分自動車道等の交通網が整備され、それらの交通網が、県内各地を始め全国の主要都市を結び、本地域の産業・経済活動の主要基盤となっています。

５　人　口

管内の人口を国勢調査結果で見ると平成17年から22年の間は2.0%、22年から27年の間は3.5%、27年から令和2年の間は1.0%の減少となっています。

令和2年国勢調査による管内65歳以上の高齢者人口（老年人口）の割合をみると32.0%となっており、県域全体の27.9%と比較すると高くなっている。また、令和8年4月1日現在の住民基本台帳等に基づく管内老年人口割合は36.43%であり、高齢化が進んでいることが窺えます。

６　産　業

本地域の基幹産業は第1次産業であり、南部の平坦地で稲作・園芸、山間地では林業、丘陵地では果樹が盛んに栽培されています。

また、ビール、清涼飲料水、タイヤ等を生産するする製造業、秋月城址、甘木公園、三連水車、原鶴温泉等の観光業も盛んであり、毎年春、秋の観光シーズンには福岡都市圏をはじめ各地から多くの観光客が訪れています。

7　管内の市町村

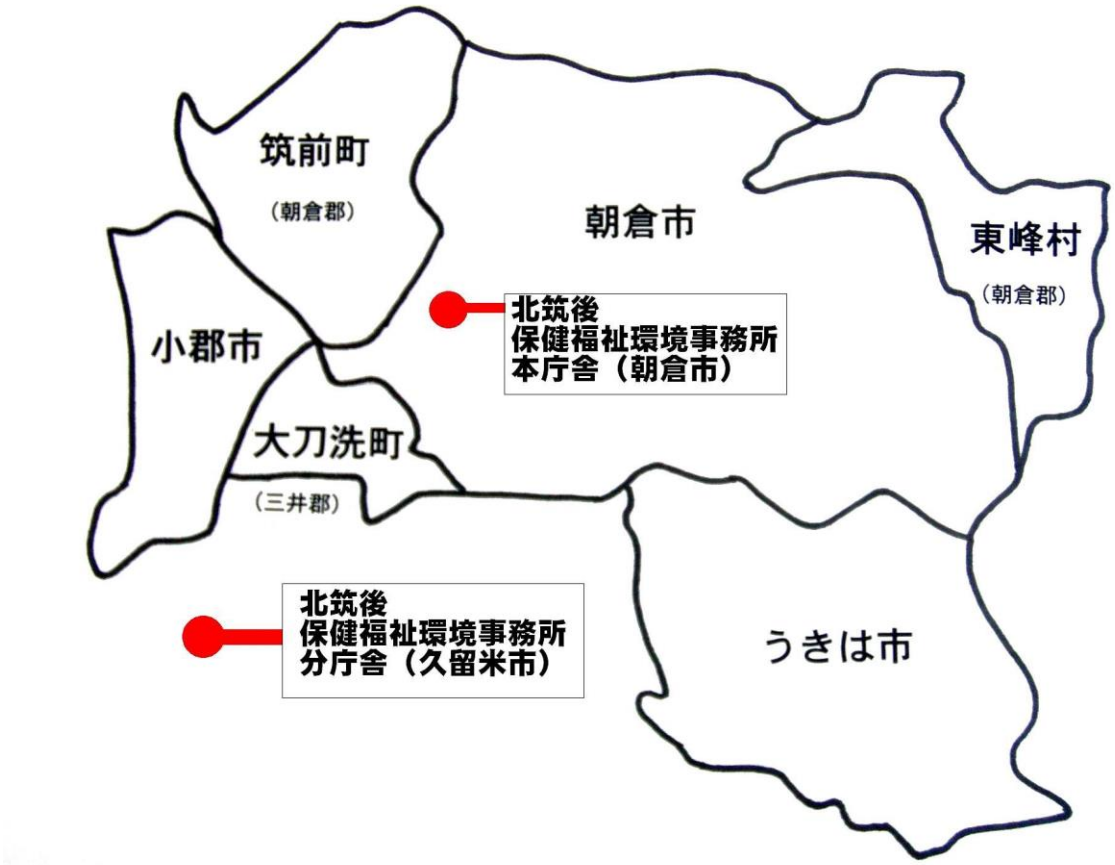

8　人口及び世帯数

（令和８年６月１日現在）

市町村名	人口		世帯数（戸）	面　積（㎢）
	総人口（人）	高齢化率＊		
小郡市	58,753	28.85	23,707	45.51
うきは市	25,700	36.87	10,217	117.46
朝倉市	47,045	36.22	20,082	246.71
筑前町	30,912	29.86	12,004	67.10
大刀洗町	15,886	28.11	6,214	22.84
東峰村	1,603	48.66	628	51.97
計	179,899	34.76	72,852	551.59

資料　福岡県人口移動調査

＊高齢化率：福岡県ホームページ【高齢者地域包括ケア推進課】
福岡県の高齢者人口及び高齢化率の推移（令和８年４月１日現在）

９　保健福祉環境事務所の沿革

＜朝倉保健福祉環境事務所＞

昭和１９年１０月	国の保健拡充５カ年計画に基づき、甘木保健所を設置
昭和２６年　４月	朝倉保健所と改称
昭和３０年１１月	両筑福祉事務所を設置
	三井福祉事務所を設置
昭和４７年　４月	三井福祉事務所廃止、両筑福祉事務所の北野駐在室として設置
昭和６１年　３月	北野駐在室を廃止
平成　９年　４月	地域保健法施行　　保健所法廃止
平成１４年　９月	朝倉保健所と両筑福祉事務所が統合。朝倉保健福祉環境事務所となる。

＜久留米保健福祉環境事務所＞

昭和１４年　９月	久留米保健所を設置
平成　９年　４月	久留米・浮羽・三潴・三井の４保健所が１保健所２支所に再編
	浮羽保健所（昭和１７年４月開設）を統合し久留米保健所浮羽支所に改組
	三潴保健所（昭和２６年４月開設）を統合し久留米保健所三潴支所に改組
	三井保健所（昭和２０年３月開設）を統合
平成１４年　９月	久留米保健所と両筑福祉事務所（浮羽・三井郡）、南筑後福祉事務所（三潴郡）が統合再編され、久留米保健福祉環境事務所となる。
平成１６年　４月	浮羽及び三潴の両支所を廃止
平成２０年　４月	久留米市の中核市移行に伴い、久留米市保健所が設置されたため所管区域から久留米市が除かれる。

＜北筑後保健福祉環境事務所＞

平成２１年１０月	朝倉保健福祉環境事務所と久留米保健福祉環境事務所（小郡市・うきは市・三井郡大刀洗町）を統合再編し北筑後保健福祉環境事務所となる。

保 健 所 と 福 祉 事 務 所 の 統 合

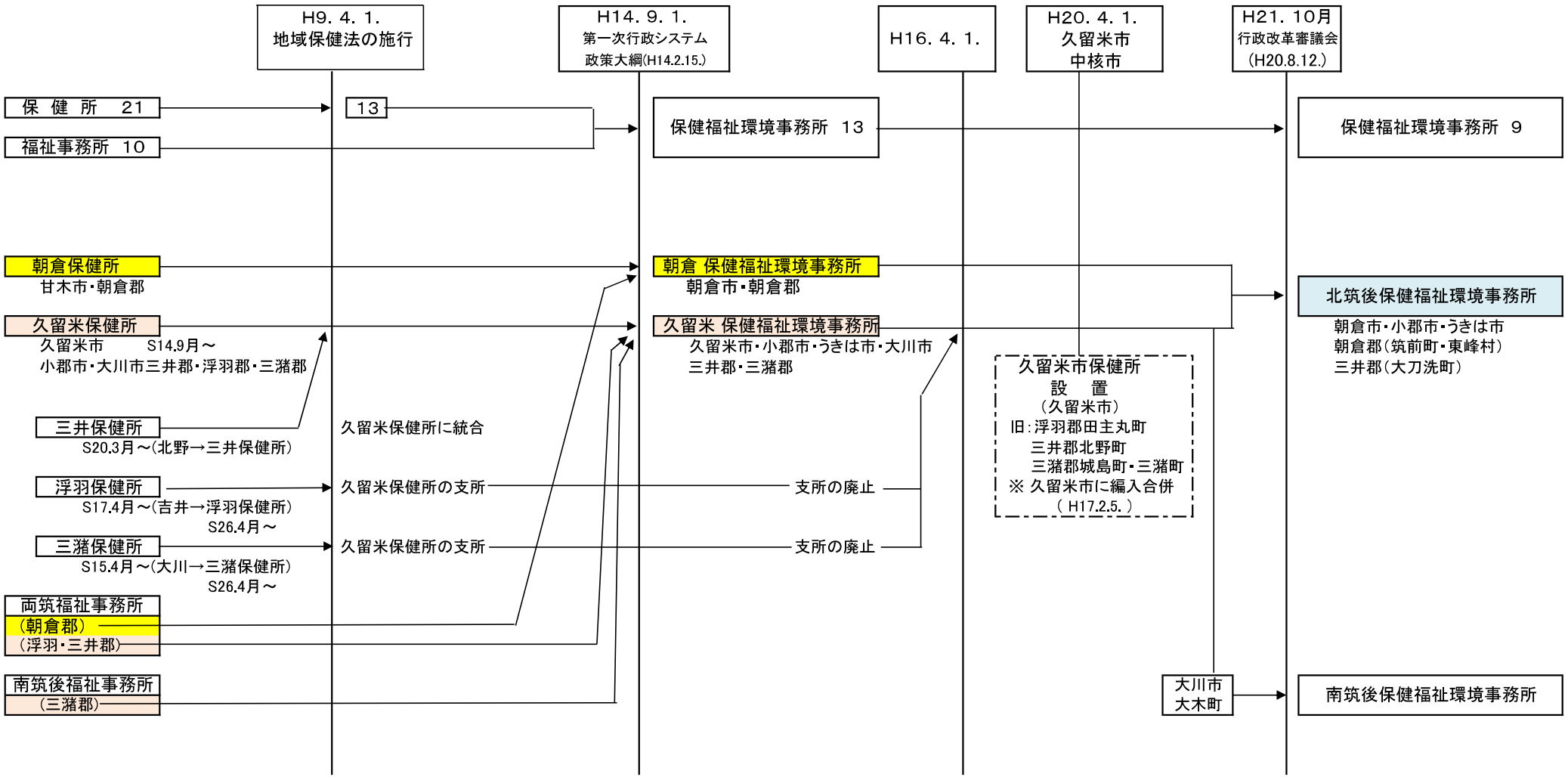

Ⅱ　保健福祉環境事務所の組織体制

1　組織及び所掌事務

（令和8年4月1日現在）

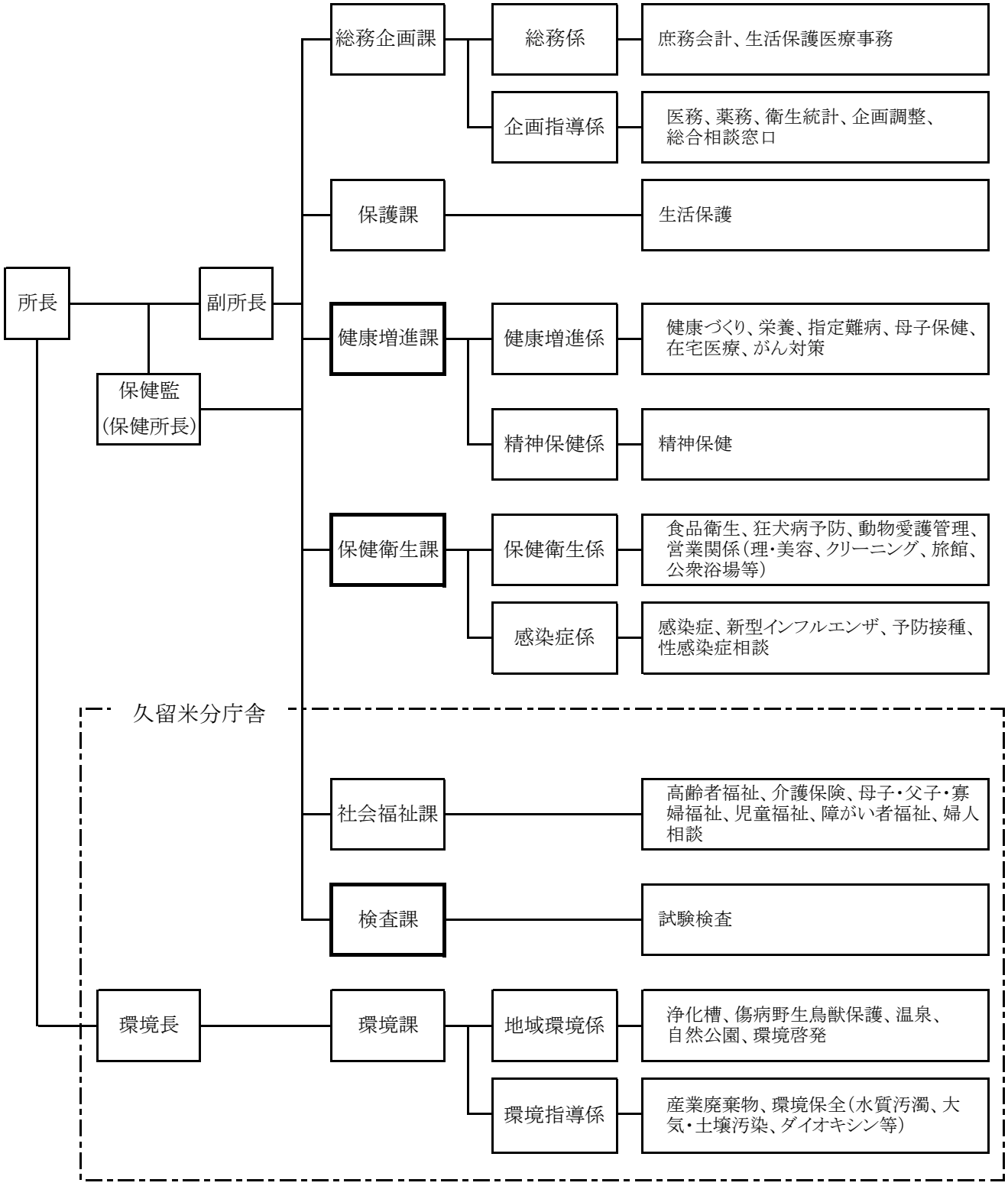

――― 太枠の課は保健監分掌。

２　各課（係）の所掌業務一覧

本庁舎　朝倉市甘木２０１４－１

課名	係名	業務内容	電話番号
総務企画課	総務係	・庶務会計、生活保護医療に関すること	0946-22-4184
	企画指導係	・病院・診療所等に関すること	0946-22-4185
		・医療従事者免許の手続きに関すること	
		・薬局、医薬品販売業、麻薬及び毒劇物に関すること	
		・衛生統計、保健所運営協議会・部会等に関すること	
		・学生実習、各種教育研修に関すること	
		・福岡県地域医療構想に関すること	
		・総合相談窓口	
保護課		・生活保護に関すること	0946-22-3963
健康増進課	健康増進係	・母子保健に関すること	0946-22-3964
		・不育症検査費・治療費助成に関すること	
		・健康づくりに関すること	
		・在宅医療に関すること	
		・栄養改善業務に関すること	
		・特定給食施設に関すること	
		・調理師試験免許に関すること	
		・原爆被爆者の保健に関すること	
		・Ｂ型肝炎・Ｃ型肝炎の申請に関すること	
		・がん対策に関すること	
		・不妊・不育と性の相談に関すること（専用電話相談）	0946-22-4211
		・指定難病、小児慢性指定疾病に関すること（難病ホットライン）	0946-22-3984
	精神保健係	・精神保健に関すること	0946-22-3965
		・精神保健福祉相談	
保健衛生課	保健衛生係	・食品衛生に関すること	0946-22-2741
		・理容・美容、クリーニング業、旅館業、公衆浴場、興行場 特定建築物、遊泳用プールに関すること	
		・水道法に関すること	
		・動物愛護管理、狂犬病予防法に関すること	
	感染症係	・結核、感染症に関すること	0946-22-9886
		・エイズ、性感染症の相談・検査	
		・Ｂ型肝炎・Ｃ型肝炎の検査	
		・性感染症ホットライン	0946-22-4190

分庁舎　久留米市合川町１６４２－１

社会福祉課		・高齢者福祉、介護保険に関すること	0942-30-1072
		・母子・父子・寡婦福祉に関すること	
		・児童福祉に関すること	
		・障がい者福祉に関すること	
		・婦人相談に関すること	
検査課		・試験検査に関すること	0942-30-1059
環境課	地域環境係	・浄化槽・温泉・自然公園等に関すること	0942-30-1052
		・傷病野生鳥獣保護に関すること	
	環境指導係	・産業廃棄物に関すること	0942-30-1058
		・公害に関すること	

3　職員数

（令和８年６月１日現在）

区分 / 職種	職員数	内訳						
		総務企画課	保護課	健康増進課	保健衛生課	社会福祉課	検査課	環境課
一般事務	31	9	6	3	1	10		2
医師	1	1						
保健師	15	1		9	5			
助産師	2			1		1		
獣医師	5				4			1
化学	5							5
薬剤師	8	1			4		2	1
管理栄養士	3			3				
栄養士	0							
理学療法士	0							
臨床検査技師	4	1					3	
診療放射線技師	1	1						
用務員（庁務）	1	1						
自動車運転士	0							
動物愛護管理技術員	2				2			
計	78	15	6	16	16	11	5	9
特別職非常勤職員	6							
（生活保護嘱託医）			1					
（精神保健嘱託医）				5				
会計年度任用職員	11							
（在宅医療･介護連携支援員）	1			1				
（検査補助員・検査課検査員）	1						1	
（廃棄物不法投棄等対策専門員）	2							2
（一般事務補助員）	5	1		2	1	1		
臨時的任用職員	1				1			

業 務 の 概 要

総務企画課

保護課

健康増進課

保健衛生課

社会福祉課

検査課

環境課

Ⅲ　業務の概要

総務企画課

1　総務係

（1）庶務及び財務会計事務

（2）生活保護医療・介護事務

2　企画指導係

（1）医務関係業務

病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所、及び衛生検査所の開設や変更・休廃止等に伴う申請・届出の受理及び許可、そのほか医療従事者の免許申請等の事務を行っています。

また、管内の医療施設に対して、定期的（病院は毎年1回、診療所・助産所は3～5年に1回）に医療法その他の法律に基づく立入検査を実施し、適正な医療提供がなされるよう指導を行っています。

医務関係施設数　（令和8年3月31日現在）

区分／市町村	病　院	診療所	歯　科 診療所	助産所	施術所 （あ・は・き）	施術所 （柔）	歯　科 技工所	衛　生 検査所
小　郡　市	8	51	41	3	21	23	4	1
うきは市	3	29	14	1	24	11	1	0
朝　倉　市	5	52	28	5	27	24	7	1
筑　前　町	3	18	9	1	19	12	3	0
大刀洗町	1	8	7	0	6	8	1	0
東　峰　村	0	3	2	0	1	0	0	0
計	20	161	101	10	98	78	16	2

医療機関病床数　（令和8年3月31日現在）

区分／市町村	病　院						診　療　所	
	総　数	一　般	療　養	結　核	感染症	精　神	一　般	療　養
小　郡　市	1,032	346	358	0	0	328	117	0
うきは市	349	55	114	0	0	180	30	0
朝　倉　市	774	474	140	0	0	160	64	0
筑　前　町	434	60	216	0	0	158	0	0
大刀洗町	120	120	0	0	0	0	0	0
東　峰　村	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,709	1,055	828	0	0	826	211	0

立入検査実施状況　（令和７年度）

区分 / 市町村	病　院	診療所（有床）	診療所（無床）	歯　科診療所	助産所
小　郡　市	8	0	14	16	0
うきは市	3	2	2	1	0
朝　倉　市	5	3	8	4	0
筑　前　町	3	0	4	0	0
大刀洗町	1	0	1	0	0
東　峰　村	0	0	0	0	0
計	20	5	29	21	0

（２）地域医療・救急医療業務

ア　救急医療

休日・夜間の初期救急医療は、各医師会による在宅当番医制及び、朝倉医師会病院内に設置されている朝倉地域休日夜間急患センター（内・小・外）で実施しています。

また、二次救急医療は、消防法に基づく救急告示医療機関（管内４か所）と病院群輪番制医療機関（管内７か所）により対応し、三次救急医療は、県内10か所の救命救急センター（近隣では久留米市２か所）で対応しています。

小児の夜間・休日の初期救急医療体制は、朝倉保健医療圏の朝倉市、筑前町、東峰村では朝倉地域休日夜間急患センターが準夜帯（19:30～23:00）及び日祝の日中を対応しています。

また、久留米保健医療圏の小郡市、うきは市、大刀洗町では、準夜帯（19:00～23:00）は久留米広域小児救急医療支援事業の一環として、聖マリア病院（久留米広域小児救急センター）に地域の小児科開業医等が出務し、日祝の日中は小児科開業医による在宅当番医制で対応しています。

イ　歯科救急医療

休日の急患に対応するため、朝倉歯科医師会においては、日曜日と休日の 9:00～15:00、小郡三井歯科医師会においては、ゴールデンウィーク、お盆、及び年末年始の９：00～16:00、浮羽歯科医師会においては、ゴールデンウィーク、お盆、及び年末年始の9:00～14:00に在宅当番医制で対応しています。

ウ　救急医療の啓発

救急医療週間には、懸垂幕の掲示やチラシ配布、救急法等講習会の開催により、住民への啓発に努めています。

救急法等講習会については、令和７年度は、10月23日（木）に日本赤十字社福岡県支部の職員を講師に招いて実施しました。

エ　へき地医療

管内では、朝倉市高木、及び筑前町三箇山の２地区が無医地区・無歯科医地区であるため、朝倉医師会病院がへき地医療拠点病院に指定され、巡回診療を実施しています。

また、東峰村にへき地診療所（東峰村立診療所）があり、地域住民の医療を担っています。

オ　災害時医療

行政や医療機関など各関係機関が連携し、医療救護活動を行うことは必要不可欠です。そのため、福岡県では、災害時に医療救護活動に関わる機関が連携して活動を行えるよう、災害時の医療救護活動の標準的なマニュアルとして、「福岡県災害時医療救護マニュアル」を作成しています。

災害時に医療救護所や地域の医療機関で対応できない重症者や、高度な救命医療を必要とする傷病者の受け入れを行う地域の中核的な医療機関として「災害拠点病院」が指定されており、管内では朝倉医師会病院が指定されています。

管内救急医療体制表　　（令和8年4月1日現在）

二次医療圏	市町村名	初期救急医療体制			二次救急医療体制		
		在宅当番医制	休日夜間急患センター等		救急告示	輪番制	医療機関名
		医師会名	施設名	診療科目			
朝倉	朝倉市 筑前町 東峰村	朝倉医師会	朝倉地域休日夜間急患センター	内・小・外	○ ○ ○	○ ○ ○	朝倉医師会病院 朝倉健生病院 甘木中央病院
					3	3	
※久留米	小郡市 大刀洗町	小郡三井医師会			○	○ ○ ○ ○	嶋田病院 協和病院 聖和記念病院 本間病院
					1	4	
	うきは市	浮羽医師会					
					0	0	

※名称中に法人名を冠する医療機関にあっては法人名を省略しています。
＊久留米保健医療圏は、北筑後保健福祉環境事務所管内の小郡市、うきは市、大刀洗町の他に、久留米市、大川市、大木町から構成されています。

（3）薬務関係業務

医薬品・医療機器等の品質確保や適正使用の推進、毒物劇物の適正管理徹底、麻薬・向精神薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等薬物の不正使用を防止するため、次の業務を実施しています。

ア　許可、受付事務

・薬局、医薬品販売業の許可等に関する事務
・高度管理医療機器等販売業貸与業の許可等に関する事務
・毒物劇物販売業の登録等に関する事務
・麻薬取扱者免許やその他届出に関する事務
・毒物劇物取扱者試験の受付業務

イ　監視指導

・薬局、医薬品販売業者等への立入指導
・麻薬取扱施設（医療機関、薬局）への立入指導
・毒物劇物販売業者等への立入指導
・毒物劇物運搬車両の取締まり【警察・消防と協力して管内で実施】

ウ　啓発事業

（ア）薬物乱用防止啓発事業の実施

・「６．２６ヤング街頭キャンペーン」の実施

麻薬・覚醒剤・危険ドラッグ等の薬物乱用撲滅を訴えるため、国連が定めた「国際麻薬乱用撲滅デー（６．２６）」にあわせ、関係団体の協力を得て街頭キャンペーンを行いました。

［令和７年６月 21 日（土）コストコホールセール小郡倉庫店、令和７年６月 26 日（木）朝倉高等学校にて実施］

（イ）薬物乱用防止啓発用ＤＶＤの貸出、啓発資材（リーフレット等）の提供

（ウ）「不正けし・大麻撲滅運動」の実施

４月から６月にかけて、管内の植えてはいけない“けし”の抜去指導を行っています。

薬務関係施設数　（令和８年３月 31 日現在）

市町村	薬局	店舗販売業	卸売販売業	薬種商販売業	特例販売業	薬局医薬品製造業	高度管理医療機器販売業貸与業	毒物劇物販売業
小郡市	31	14	12	0	0	0	22	11
うきは市	21	7	0	0	0	1	16	13
朝倉市	40	16	3	1	0	0	31	26
筑前町	8	7	1	0	0	0	11	6
大刀洗町	3	3	2	0	0	0	5	7
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	2
計	103	47	18	1	0	1	85	65

麻薬取扱施設　（令和８年３月 31 日現在）

対象施設	麻薬小売業者	病院	診療所	動物病院	その他	合計
件数	85	18	82	6	1	192

（4）厚生統計業務

保健福祉環境行政の諸施策のための基礎資料を得るため、統計法及び人口動態調査令等に基づき、保健統計業務を行っています。主な業務は次のとおりです。

厚生統計業務一覧

調　査　名	時　　期	内　　容
人口動態調査	毎月	出生、死亡、死産、婚姻、離婚の動態事象から、人口動向及び厚生行政施策の基礎資料を得る。
医療施設動態調査	毎月	医療施設の開設、休・廃止、変更等を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
病院報告	毎月	病院の基本的実態及び利用状況等を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
衛生行政報告例	毎年・隔年	衛生行政の実態を数量的に把握し、行政運営のための基礎資料を得る。
地域保健・ 健康増進事業報告	毎年	地域の特性に応じた保健施策の実施状況等を実施主体ごとに把握して、地域保健対策の効率・効果的な推進のための基礎資料を得る。
国民生活基礎調査	毎年	保健、医療、福祉、年金等国民生活の基礎資料を得るとともに、各種調査の親標本を設定する。
医療施設静態調査	3年に1回	医療施設の分布変動状況、診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
患者調査	3年に1回	医療施設を利用する患者数を把握するとともに、疾病及び受療の種類、在院日数等を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る
受療行動調査	3年に1回	医療施設を利用する患者について、医療に対する認識や行動を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。
所得再配分調査	3年に1回	社会保障制度及び租税制度における所得再配分の実態を明らかにし、社会保障施策立案の基礎資料を得る。
社会保障・ 人口問題基本調査	毎年	人口・経済・社会保障の間の関連を調査することにより、厚生労働行政の施策立案の基礎資料を得る。
医師・歯科医師・ 薬剤師 統計	2年に1回	全国の医師、歯科医師、薬剤師の分布及び就業の実態を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
家庭の生活実態 及び生活意識に 関する調査	単年	家庭の生活実態調査及び生活意識を把握することにより、 生活保護制度の検討に向けた基礎資料を得る。

（５）企画調整連絡業務

ア　保健所運営協議会

地域保健法第１１条及び福岡県保健所運営協議会条例に基づき、所管区域の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、福岡県北筑後保健所運営協議会の設置・運営しています。

また、福岡県保健所運営協議会条例第９条に基づき、保健所運営協議会の部会として、保健医療計画部会、地域救急医療部会、保健事業部会、精神保健福祉部会が設置されています。

＜保健所運営協議会組織及び所掌事務＞

福岡県北筑後保健所運営協議会

（審議）

地域保健及び保健所の運営に関すること。（地域保健法第１１条）

（福岡県保健所運営協議会条例第９条の規定に基づき部会を設置）

→ 保健医療計画部会

（所掌事務）

地区保健医療計画（案）の作成に関すること。

地区保健医療計画の推進に関すること。

その他、各部会との連絡調整に関すること。

→ 地域救急医療部会

（所掌事務）

救急医療体制の整備運営に関すること。

健康危機管理体制の整備に関すること。

その他、救急医療の推進に関すること。

→ 保健事業部会

（所掌事務）

保健事業の計画的実施に関すること。

保健事業の評価に関すること。

関係機関、団体等の連絡調整に関すること。

その他、保健事業の推進に関すること。

→ 精神保健福祉部会

（所掌事務）

精神障害者の早期治療に関すること。

精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加に関すること。

地域住民の精神的健康の保持増進に関すること。

その他、地域の実情に応じた精神保健福祉事業の推進に関すること。

令和７年度　保健所運営協議会

開催日時：令和7年10月6日（月）
議事：　（１）部会報告等について
（２）令和7年度年間事業計画について

イ　地域救急医療部会

地域の救急医療の円滑な業務を推進するため、保健所運営協議会地域救急医療部会において救急医療体制の整備運営等について協議をしています。

令和７年度　保健所運営協議会　地域救急医療部会

日　時　：令和７年８月 27 日（水）18:00～19:00
場　所　：朝倉総合庁舎２階　大会議室
実施方法：参集
議　事：（１）北筑後保健所管内における救急医療の現状について
ア　救急搬送の状況
イ　地域救急医療体制の状況
ウ　歯科休日急患診療体制の状況
（２）北筑後保健福祉環境事務所の事業について
ア　救急医療及び健康危機管理について
イ　北筑後地域新型インフルエンザ等対策連絡会議について

その他：北筑後地区健康危機管理緊急連絡先について

ウ　地域医療構想調整会議

地域医療構想は、中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的とするものです。（医療法第３０条の４第２項第７号）

県では、構想区域ごとに「地域医療構想調整会議」を設置し、地域課題の分析を行うことで、地域医療構想の達成に向けた施策の検討を行っています。

（ア）朝倉区域

	日　時	場　所	議　事	出席者
第１回	令和７年 ８月 20 日 19:00～	朝倉医師会病院 研修ホール	(1) 地域医療構想について ・今年度協議を行うとした事項の検討状況等について ・地区診断を踏まえた区域の現状と課題等について (2) その他 ・都市計画マスタープランと立地適正化計画について ・かかりつけ医機能報告制度について ・診療所の管理者の常勤について ・病床数適正化支援事業について	14 名
第２回	令和８年 ２月 16 日 19:00～	朝倉医師会病院 研修ホール	(1) 令和７年度外来機能報告に基づく紹介受診重点医療機関について (2) 地域医療構想について ・今年度協議を行うこととした事項について ・新たな地域医療構想を見据えたアンケート調査の実施について (3) その他 ・令和６年度病床機能報告について ・地域医療支援病院の管理者が行うべき責務の実施状況について ・新規開業報告書に基づく関係団体への情報提供について	15 名

（イ）久留米区域

	日　時	場　所	議　事	出席者
第1回	令和7年 9月24日 20:00～	久留米 医師会館	(1)地域医療構想について ・今年度協議を行うとした事項の検討状況等について ・地区診断を踏まえた区域の現状と課題等について (2)その他 ・都市計画マスタープランと立地適正化計画について ・かかりつけ医機能報告制度について ・病床数適正化支援事業について	22名
第2回	令和8年 3月16日 19:45～	久留米 医師会館	(1)令和7年度外来機能報告に基づく紹介受診重点医療機関について (2)地域医療構想について ・今年度協議を行うこととした事項について ・新たな地域医療構想を見据えたアンケート調査の実施について (3)その他 ・令和6年度病床機能報告について ・地域医療支援病院の管理者が行うべき責務の実施状況について ・新規開業報告書に基づく関係団体への情報提供について	21名

エ　健康危機管理

（ア）健康危機管理体制の整備

地域における健康危機管理体制の強化を図るため、「北筑後地区健康危機管理マニュアル」、及び「北筑後地区健康危機管理緊急連絡先一覧」を作成し、運用しています。

（イ）医療安全対策研修会

毎年、診療所及び助産所等の職員を対象に、医療安全対策に関する研修会を開催しています。

令和7年度　医療安全対策研修会

実施日時：令和8年3月11日（水）19:00～20:30
実施場所：朝倉市総合市民センター「ピーポート甘木」
対　　象：医療機関・薬局の職員等
内　　容：講演「ぜったい外せない感染対策のポイント」
社会医療法人シマダ　嶋田病院
感染管理認定看護師兼感染対策室長　　堀内　貴尋　氏

オ　出前講座

当所では、管内住民皆様の研修会等に「出前講座メニュー」の中から、希望のテーマについて職員を無料で講師として派遣しています。

（6）学生・研修等の受け入れ

医師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、訪問看護師、及び社会福祉主事等各種養成機関等の学生実習の受入れを行っています。

学生等の実習指導業務　（令和７年度）

教育機関名等	学　科　名	人数	実　習　期　間	日数
福岡大学	医学部看護学科	2人	令和7年5月26日～5月30日	5日
久留米大学	医学部看護学科	4人	令和7年8月4日～8月8日	5日
聖マリア学院大学	看護学部看護学科	4人	令和7年9月8日～9月19日	9日
中村学園大学	栄養科学部栄養科学科	7人	令和7年9月22日、9月24日～9月26日、29日	5日
		7人	令和7年9月22日、10月20日～10月23日	5日

（7）医療従事者人権研修業務

同和問題をはじめとする人権問題の解決を図るため、管内医療機関の職員を対象に人権問題研修を実施しています。

令和７年度　医療従事者人権研修

日　　時　：令和７年９月２日（火）14:00～15:00
参加施設数：医療機関職員 34 名
講演内容　：人権が尊重される社会の実現をめざして
　　～人権の学びをより確かなものに～
講　　師　：福岡県教育庁北筑後教育事務所
　　人権・同和教育室　社会教育主事　　牟田　拡充　氏

（8）その他の業務

ア　総合相談窓口業務

県行政、県民生活に関して、県民からの問い合わせ、相談、苦情、意見等を受け付け、対応しています。

また、地域保健に関する情報提供、各種専門的・技術的健康教育の講師派遣、他機関の紹介調整を行っています。

イ　民生・児童委員の事務

民生・児童委員の活動費及び弔事に関する事務を行っています。

ウ　援護事務

戦没者の遺族に対する特別弔慰金(給付金)国庫債権買上償還事務及び戦没者追悼式事務等を行っています。

エ　日本赤十字北筑後地区事務

福岡県支部からの依頼に基づく、大会参加、広報活動の支援などの事務を行っています。

保護課

1　生活保護業務の実施

生活保護法(昭和２５年法律第１４４号)に基づき、管内の要保護者について最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため必要な保護を実施しています。

保護の対象者は、生活に困窮するすべての国民であり、利用し得る資産、稼働能力その他あらゆるものを活用しても最低限度の生活を維持できない場合に保護が適用されます。(外国人に対しても人道上の観点から予算措置として国民に準じた保護を適用しています)。

生活保護には、次の８種類の扶助があり、被保護世帯の構成等に基づき保護基準により算定した最低生活費から当該世帯の収入金額を減じた金額（必要経費の控除や収入からの認定除外の取扱いあり）が扶助費として支給されます。

[保護の種類及び範囲]

生活扶助：食事、衣類、電気、ガス、水道など日常の暮らしに必要な費用
教育扶助：学級費、給食費、学用品、教材費などの教育に関する費用
住宅扶助：家賃、地代及び住宅の補修に必要な費用
医療扶助：病気やけがの治療に必要な医療費
介護扶助：介護サービスを利用するために必要な費用
出産扶助：出産に必要な費用
生業扶助：高等学校等の就学費、就職するための費用、技能や技術を身につけるための費用
葬祭扶助：検案、運搬、火葬その他葬祭に必要な費用

2　被保護世帯の自立を助長するための取り組み

ケースワーカーが行う助言・指導・援助のほか、自立支援プログラムを実施し被保護者の状況に応じた自立支援に取り組んでいます。

（1）就労支援事業
職業カウンセラーを配置し、就労可能な者に対して個別に就労相談や斡旋等の就労支援を行っています。

（2）長期入院患者社会復帰促進事業
コーディネイトアドバイザーを配置し、家族の受入が困難である等の社会的理由により長期に入院を余儀なくされている者について、関係機関と調整などを行い、退院を支援しています。

（3）多重債務者生活再建支援プログラム
多重債務を抱える被保護者に対し、弁護士等を紹介して債務整理を行わせ、生活再建をできるように支援しています。

（4）特別生活指導等支援事業
警察ＯＢを配置し、警察と典型支暴力団員の排除や粗暴ケース等に対し生活指導を行っています。

（5）年金受給資格調査支援事業
社会保険労務士を配置し、年金受給資格の調査、年金相談及び年金申請等の支援を行っています。

（6）健康管理支援事業
保健師等を配置し、糖尿病等の生活習慣病の有病者や予備群に対し生活習慣の改善や適切な受診を促し重症化を予防するよう支援しています。

3　管内の概況

当所は、朝倉郡筑前町と東峰村及び三井郡大刀洗町の２町１村を所管しており、令和７年度は５名のケースワーカー（再任用ショート勤務１名を含む）で担当しました。

管内の総面積は141.91ｋ㎡と県面積の2.9%程度、人口は48，260人（18，548世帯）と県人口の0.9%程度を占める小規模事務所です。

保護の動向をみると、平成20年2月時点で170世帯、261人、保護率0.55%でしたが、リーマンショック等の影響により、平成24年度までの5年間で約5割の増加（平成25年2月251世帯、385人、保護率0.82%）となりました。その後は微増ー横ばい傾向です。

近年は令和5年度311世帯、424人、保護率0.90%、令和6年度306世帯、406人、0.85%、令和7年度299世帯、389人、保護率0.81%となっています。

申請件数は、平成25年度の71件をピークに、近年は令和5年度69件（13.8件／CW1人当たりの年間件数）、令和6年度50件（10件／CW1人当たりの年間件数）令和7年度56件（11.2件／CW1人当たりの年間件数）、となっています。

（保護･援護課施行事務監査提出資料による）

保護の概要

	北筑後			福岡県（全体）			全国		
	令和8年2月	令和7年2月	対前年比	令和8年2月	令和7年2月	対前年比	令和8年2月	令和7年2月	対前年比
被保護世帯	290	310	93.5	92,394	93,252	99.1	1,641,614	1,646,229	99.7
被保護人員	372	411	90.5	115,023	116,923	98.4	1,977,156	1,998,606	98.9
保護率	0.78%	0.86%	90.7	2.26%	2.29%	98.7	1.61%	1.62%	99.4

町村名	世帯数（令和7年10月）	人口（令和7年10月）	高齢化率（令和7年10月）	被保護世帯数（令和8年2月）	被保護人員（令和8年2月）	保護率（令和8年2月）
筑前町	11,826	30,842	30.0%	208	261	0.86%
東峰村	632	1,618	48.6%	10	10	0.61%
大刀洗町	6,090	15,800	28.2%	72	101	0.64%
計	18,548	48,260	30.1%	290	372	0.78%

※保護･援護課生活保護速報･保護率算出基礎人口、県ＨＰ福岡県の高齢者人口及び高齢化率の推移、
厚生労働省報告例による。世帯数及び人口は、令和7年国勢調査結果速報

生活保護の開始･廃止の状況　（保護･援護課施行事務監査提出資料による。）

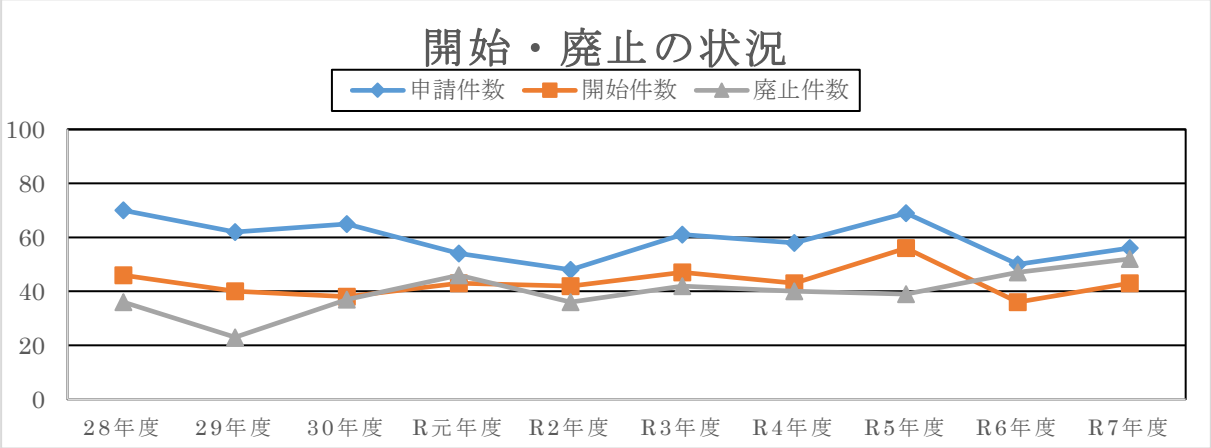

4　県内の実施機関別保護率（令和8年2月 保護･援護課生活保護速報による。）

○県内で保護率の高い福祉事務所
①県田川 9.93%　②嘉麻市 5.92%　③田川市 5.17%　④飯塚市 4.05%
○県内で保護率の低い福祉事務所
①筑後市 0.60%　②小郡市 0.73%　③糸島市 0.75%　④福津市 0.78%
④県北筑後 0.78%

健康増進課

1　健康増進係

（1）健康増進・栄養改善業務

ア　特定給食指導業務

健康増進法に規定された特定給食施設等に対して、栄養管理体制の充実を図るために必要な援助及び指導を行っています。

特定給食施設数　（令和８年３月 31 日現在）

市町村	学校	病院	介護医療院	介護老人保健施設	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	事業所その他	計
小 郡 市	11	8	1	2	4	16	1	1	44
うきは市	9	3	0	1	4	7	1	1	26
朝 倉 市	16	5	0	3	4	17	2	0	47
筑 前 町	6	3	0	3	4	7	2	0	25
東 峰 村	1	0	0	0	2	2	0	0	5
大刀洗町	5	1	0	0	4	8	3	0	21
計	48	20	1	9	22	57	9	2	168

※表中の「社会福祉施設」は、生活保護法、障害者自立支援法、売春防止法に基づき開設された施設が分類されています。

① 個別指導

各施設の施設長や担当者から栄養管理や給食運営について直接確認を行うために巡回指導や、書面指導を実施しています。令和７年度は 49 施設に実施しました。

② 集団指導

施設共通の課題への対応と情報共有のために集団指導を実施しています。令和７年度は、地域の栄養ケア・食生活支援体制推進や食品衛生に関する研修会を開催しました。

日　時	内　　容
令和７年 ９月 26 日（金）	講演「子どもの発育に合わせた給食の工夫」他 参加者　保育所（園）他　　41 施設
令和８年 ２月４日（金）	テーマ：高齢者の食支援と地域連携 ・講演：「高齢者の食支援と地域連携 ～食べることを支える～　」 ・情報提供「朝倉医療圏における取組」～管理栄養士会の活動報告～ 参加者　病院・介護老人保健施設・老人福祉施設他　38 施設

イ　国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、国民の身体・栄養摂取・生活習慣の状況を明らかにし、総合的な健康増進推進を図るための基礎資料となる調査が実施されています。

管内では、令和７年国民健康栄養調査を１地区実施しました

ウ　食品の栄養表示等の指導

食品の栄養成分や保健機能に関する表示の適正化を図るために、食品業者等に対して指導や助言を行っています。

また、消費者に対して、栄養成分表示や保健機能食品の活用について普及啓発を行います。

令和７年度は、個別相談・指導 27 件、消費者への啓発を１回実施しました。

エ　専門栄養指導事業

専門的な栄養指導、食生活に関する正しい知識の普及啓発及び充実した食環境の整備等を通して、県民の健康増進や生活の質（QOL）の向上のための食生活支援を行っています。

①　総合栄養相談事業

総合栄養相談日を開設し、食品表示基準をはじめとした、食品や外食料理等の「食」に関する専門的栄養情報の提供や正しい知識の普及啓発を行っています。

総合栄養相談実施状況（個別件数）　（令和７年度）

栄養食事	外食ヘルシーメニュー	食品表示法健康増進法	生活習慣病健康増進	給食運営管理	地区活動	健康危機管理、他	合計
0	0	29	29	72	1	5	136

②　地域の栄養ケア等の整備支援

高齢化の進展に伴い、地域高齢者の食支援に携わる管理栄養士等関係者の資質向上を図るための協議や研修を行っています。

令和７年度は病院・介護老人保健施設・老人福祉施設の管理栄養士、栄養士に向けた研修会を令和８年２月４日（水）に開催しました。

オ　福岡県食環境整備事業

県民の自主的な健康づくりを支援するため、飲食店等においてヘルシーな食事の提供が行われ、外食利用者が個々人の状況にあった食事を選択できる環境整備を図っています。

ふくおか食の健康サポート店の登録状況　（令和８年３月 31 日現在）

市町村	小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村
登録数	2	2	4	4	1	0

カ　食生活改善推進事業

「食と健康教室」

食生活改善推進員当に健康づくりのための知識を普及させるとともに、地域における実践活動への意欲喚起を図っています。

日　時	内　　容	参加人数
令和７年 ８月 26 日（火）	講演　おいしい減塩食「乳和食」	87 人
令和７年 10 月 22 日（水）	１　講話・リスクコミュニケーション　「食中毒の予防」 ２　情報提供　「健康づくりと減塩」	42 人

キ　食生活改善地区組織活動育成指導

食生活改善実践活動の円滑な展開を図るため、市町村単位に食生活改善推進会の育成支援を進めるとともに、管内市町による連絡協議会を結成し、地区組織の強化を図っています。

（令和７年度）

組　織　名	会員数	組　織　名	会員数
小郡市食生活改善推進会	79 人	うきは市食生活改善推進会	43 人
朝倉市食生活改善推進会	34 人	筑前町食生活改善推進員会	12 人
大刀洗町食生活改善推進会	28 人		

ク　市町村健康づくり・健康増進計画策定等に係る支援について

県民の健康づくりを推進するため、管内市町村への健康増進計画策定及び推進の支援を行っています。

① 支援会議

日　時	内　　容	参加人数
令和7年 9月11日（木）	「令和７年度北筑後管内市町村栄養業務担当者会議」 １　市町村における行政栄養士の取組み ２　母子保健（妊娠期・乳幼児期） ３　食生活改善推進会について	市町村職員 ８名 保健所職員 ４名

② 策定支援等

市町村	回数	内　　容
小　郡　市	2	健康づくり推進協議会への参加 国民健康保険運営協議会への参加 市町村健康増進計画進捗状況等確認・助言
うきは市	2	
朝　倉　市	5	
筑　前　町	2	
大刀洗町	1	
東　峰　村	1	

ケ　栄養士関係業務

管理栄養士養成施設の学生の保健所における公衆栄養学実習の指導を行っています。

実　習　期　間	実習生人数
令和７年９月 22 日（月）～9 月 29 日（月）	７名
令和７年９月 22 日（月） 令和７年 10 月 20 日（月）～10 月 23 日（木）	７名

コ　調理師関係業務

調理師免許及び取得等に係る業務を行うとともに、調理師免許取得者の資質向上を図るために、調理師研修会を開催しています。

① 調理師免許（令和７年度）
　免許申請受付　55 件
② 調理師研修会
　日時：令和７年９月 26 日（金）
　内容：講演・リスクコミュニケーション「給食施設における衛生管理」他

サ　たばこ対策事業

たばこが健康に及ぼす影響を軽減し、健康増進を図ることを目的に、受動喫煙防止の情報提供や啓発に取り組んでいます。

シ　県民健康づくり推進事業

① 地域・職域推進事業

生活習慣病の予防、健康づくりについて、事業所等の保険者、地域の健康づくり関係団体、行政機関等の連携を図り、効率的・効果的な保健事業のあり方について協議するため会議を開催しています。

令和７年度は、職域での健康づくりを一層促進するため、ふくおか健康づくり団体・事業所宣言登録施設にも参加を呼びかけ、研修会形式で開催しました。特に、治療と仕事の両立支援に関

する講演では、通院しながら就業する方が約4割という現状を踏まえ、その重要性と具体的な支援策について理解を深めました。
さらに、中小事業所の健康づくり実践事例を共有し、ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイトや健康づくり実践アドバイザー派遣事業など、健康経営をサポートするツールの活用を広く周知しました。

日　時	内　　容	出席者
令和7年 10月28日（火） オンライン	1「治療と仕事の両立支援について」 福岡産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策・両立支援促進員 大城　悦徳　先生 2　事例紹介 有限会社　共栄資源管理センター小郡 3　情報提供 （1）健康づくりに係るイベント情報紹介 （2）働く世代のこころの健康について	27機関

② 情報発信サイト等を利用した健康づくりに取り組むきっかけづくり
生活習慣病の発症予防を図るため、広く住民に対し、イベント等の機会を利用して、健康ポータルサイトや血管年齢測定、体脂肪測定（体組成）等の健康チェックにて、自主的健康づくりに取り組むきっかけを提供しています。

ス 生活習慣病対策事業
① 生活習慣病重症化予防対策（市町村への支援）
管内3地区において、糖尿病等生活習慣病重症化予防の取り組みが行われています。「福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を参考にした、効果的な受診勧奨や保健指導、栄養指導などの取組が行えるよう、地元医師会や関係医療機関との連携を図っています。

各地区への支援

	内容（開催回数）
小郡三井地区	「小郡･三井管内糖尿病等連携会議」（2回） 「小郡･三井管内糖尿病等連携会議研修会」（1回）
朝倉地区	「朝倉管内糖尿病連携会議」（2回） 「朝倉管内糖尿病連携会議研修会」（1回）

② 生活習慣病重症化予防対策事業（管内市町村担当者会議）

日　時	内　　容	出席者数
令和7年 8月22日（金）	1情報提供 「福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の改定 2情報共有「各地区の糖尿病性腎症等重症化予防連携」 3ｸﾞﾙｰﾌﾟﾜｰｸ「令和 7 年度各市町村における糖尿病等生活習慣病重症化予防の取組み」	14名

（2） 難病対策事業
ア 特定医療費（指定難病）支給認定業務
平成27年1月1日から「難病の患者に対する医療費等に関する法律」が施行され、法に基づき特定医療費(指定難病)に係る受給認定申請･変更等に係る事務及び治療費請求に係る事務を行っています。この制度は、厚生労働省が指定する難病の患者で長期の療養を必要とする者への良質かつ適

切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上のために医療費の助成を行うものです。その後、対象疾患が追加され、令和８年４月現在時点では348疾患に拡大されています。

管内の特定医療費（指定難病）受給者証所持者一覧

令和７年度指定難病受給者証所持者一覧　（令和８年３月３１日現在）

疾患番号	疾患名	小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村	計
100	球脊髄性筋萎縮症	0	1	1	0	0	0	2
200	筋萎縮性側索硬化症	2	0	1	1	2	0	6
300	脊髄性筋萎縮症	1	0	0	1	0	0	2
500	進行性核上性麻痺	1	4	7	2	0	0	14
600	パーキンソン病	107	42	60	30	31	2	272
700	大脳皮質基底核変性症	1	0	3	0	1	0	5
1000	シャルコー・マリー・トゥース病	0	1	1	0	0	0	2
1100	重症筋無力症	12	4	10	6	3	0	35
1300	多発性硬化症／視神経脊髄炎	11	2	7	5	2	1	28
1400	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	2	0	1	1	0	0	4
1700	多系統萎縮症	4	1	4	0	1	0	10
1800	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	11	5	10	7	3	2	38
1930	Fabry病	0	4	0	3	0	0	7
2100	ミトコンドリア病	0	2	1	0	0	0	3
2200	もやもや病	5	6	8	4	3	0	26
2300	プリオン病	1	0	1	0	0	0	2
2600	HTLV-1関連脊髄症	0	1	0	0	1	0	2
2802	全身性野生型トランスサイレチン（ATTRwt）アミロイドーシス／老人性全身性アミロイドーシス	13	2	13	1	2	0	31
2803	遺伝性トランスサイレチン（ATTRv）アミロイドーシス／トランスサイレチン型家族性アミロイドポリニューロパチー	0	0	0	1	0	0	1
3401	神経線維腫症Ⅰ型	1	0	3	3	1	0	8
3500	天疱瘡	2	0	1	1	1	0	5
3700	膿疱性乾癬	0	1	0	0	0	0	1
4000	高安動脈炎	2	1	3	1	1	0	8
4100	巨細胞性動脈炎	1	2	1	0	1	0	5
4200	結節性多発動脈炎	0	0	1	0	0	0	1
4300	顕微鏡的多発血管炎	4	2	5	1	2	0	14
4400	多発血管炎性肉芽腫症	2	0	5	1	0	0	8
4500	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	4	1	3	1	0	0	9
4600	悪性関節リウマチ	0	2	3	1	0	0	6
4800	原発性抗リン脂質抗体症候群	0	0	0	1	0	0	1
4900	全身性エリテマトーデス	23	14	30	14	10	2	93
5000	皮膚筋炎／多発性筋炎	14	4	17	8	6	0	49
5100	全身性強皮症	9	4	11	5	0	0	29
5200	混合性結合組織病	4	2	4	3	2	0	15
5300	シェーグレン症候群	4	4	6	1	1	0	16
5400	成人発症スチル病	2	0	1	0	0	0	3
5600	ベーチェット病	7	3	7	7	7	1	32
5700	特発性拡張型心筋症	6	5	10	12	4	0	37
5800	肥大型心筋症	5	1	6	1	1	0	14
6000	再生不良性貧血	3	2	4	2	1	0	12
6100	自己免疫性溶血性貧血	0	0	0	0	1	0	1
6200	発作性夜間ヘモグロビン尿症	0	0	1	1	0	0	2
6300	特発性血小板減少性紫斑病	5	7	7	4	0	1	24
6500	原発性免疫不全症候群	1	1	2	2	0	0	6
6600	IgA 腎症	7	0	4	0	0	0	11
6701	常染色体優性多発性嚢胞腎	6	5	7	3	2	0	23
6800	黄色靭帯骨化症	4	1	9	3	3	0	20
6900	後縦靭帯骨化症	12	9	34	4	7	2	68
7000	広範脊柱管狭窄症	7	3	3	1	2	0	16
7100	特発性大腿骨頭壊死症	13	8	17	4	4	1	47
7201	中枢性尿崩症	2	1	0	1	0	0	4
7300	下垂体性TSH分泌亢進症	0	0	1	0	0	0	1
7400	下垂体性PRL分泌亢進症	2	0	0	1	0	0	3
7500	下垂体性ACTH分泌亢進症	1	1	1	0	0	0	3
7700	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	3	0	3	1	0	0	7
7800	下垂体前葉機能低下症	9	1	9	3	0	1	23
8000	甲状腺ホルモン不応症	0	0	0	1	0	0	1

疾患番号	疾患名	小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村	計
8400	サルコイドーシス	7	7	6	3	4	0	27
8500	特発性間質性肺炎	22	15	26	7	3	0	73
8600	肺動脈性肺高血圧症	3	2	8	2	0	0	15
8800	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1	1	3	0	2	0	7
8900	リンパ脈管筋腫症	0	1	0	0	0	0	1
9000	網膜色素変性症	8	1	3	2	2	0	16
9100	バッド・キアリ症候群	0	0	1	0	0	0	1
9300	原発性胆汁性胆管炎	16	7	8	10	5	0	46
9400	原発性硬化性胆管炎	2	1	0	0	0	0	3
9500	自己免疫性肝炎	8	2	2	2	2	0	16
9600	クローン病	37	17	21	22	7	0	104
9700	潰瘍性大腸炎	77	25	55	29	12	3	201
9802	好酸球性消化管疾患（小児～成人）	0	2	0	0	0	0	2
10702	関節型若年性特発性関節炎	0	0	0	1	0	0	1
11100	先天性ミオパチー	0	0	0	0	1	0	1
11300	筋ジストロフィー	3	1	1	3	1	0	9
11700	脊髄空洞症	1	0	0	1	0	0	2
12701	（行動異常型）前頭側頭型認知症	0	0	1	0	0	0	1
15600	レット症候群	0	0	1	0	0	0	1
15800	結節性硬化症	1	0	0	0	0	0	1
16200	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	2	1	0	2	1	0	6
16300	特発性後天性全身性無汗症	0	0	0	3	0	0	3
16700	マルファン症候群	2	0	1	0	0	0	3
16801	古典型エーラス・ダンロス症候群	1	0	0	0	0	0	1
17100	ウィルソン病	2	2	1	0	0	0	5
19300	プラダー・ウィリ症候群	1	0	0	0	0	0	1
20800	修正大血管転位症	1	0	0	0	0	0	1
20900	完全大血管転位症	1	0	0	0	0	0	1
22000	急速進行性糸球体腎炎	1	0	0	1	0	0	2
22100	抗糸球体基底膜腎炎	1	0	0	0	0	0	1
22200	一次性ネフローゼ症候群	2	2	8	2	0	0	14
22300	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	0	0	1	0	0	0	1
22400	紫斑病性腎炎	0	0	1	0	0	0	1
22600	間質性膀胱炎（ハンナ型）	1	0	2	4	0	0	7
22700	オスラー病	0	0	1	0	0	0	1
23500	副甲状腺機能低下症	0	0	0	2	1	0	3
23600	偽性副甲状腺機能低下症	1	0	0	0	0	0	1
23801	ビタミンD抵抗性くる病	1	0	2	0	0	0	3
23802	ビタミンD抵抗性骨軟化症	2	0	0	0	0	0	2
24600	メチルマロン酸血症	0	0	0	1	0	0	1
25401	急性間欠性ポルフィリン症	1	0	0	0	0	0	1
26600	家族性地中海熱	2	0	0	1	1	0	4
27000	慢性再発性多発性骨髄炎	0	0	1	0	0	0	1
27100	強直性脊椎炎	3	0	1	0	0	0	4
28300	後天性赤芽球癆	1	0	1	0	0	0	2
28800	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	0	1	0	0	0	1
28900	クロンカイト・カナダ症候群	1	0	0	0	0	0	1
29000	非特異性多発性小腸潰瘍症	0	0	1	0	0	0	1
29600	胆道閉鎖症	0	0	1	0	0	0	1
30001	ＩｇＧ４関連疾患包括	1	0	2	0	0	0	3
30002	自己免疫性膵炎	0	0	1	0	1	0	2
30600	好酸球性副鼻腔炎	16	13	20	12	5	0	66
31600	カルニチン回路異常症	0	1	0	0	0	0	1
31800	シトリン欠損症	0	0	0	1	0	0	1
33100	特発性多中心性キャッスルマン病	2	0	0	1	0	0	3
33500	ネフロン癆	0	0	0	1	0	0	1
計		568	261	529	267	154	16	1795

※1,795名のうち複数の疾患で承認をうけている受給者40名

イ　在宅人工呼吸器使用患者支援事業

在宅人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を要する難病の患者に対し、在宅において適切な医療の確保を図るため、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護の実施に要する経費を公費で負担するものです。令和７年度は２名を対象に助成しました。

ウ　難病電話相談事業（難病ホットライン）

平成７年 11 月から専用電話を設置し、難病患者及び家族の悩みや不安を解消・ 軽減し、患者・家族のＱＯＬ（生活の質）の向上など難病対策の一層の充実・強化を図ることを目的としています。

・難病ホットライン：0946-22-3984
・受付時間：年末年始、祝日を除く毎週月曜日～金曜日の 9:00～16:00
・相談件数　1,598 件　（令和７年度）

エ　難病患者地域支援対策推進事業

医療機関、市町村等の関係機関が連携し、医療及び日常生活の支援を行うことで療養上の不安を解消し、生活の質の向上を図っています。

①　在宅療養支援計画策定・評価事業

個々の実態に応じたきめ細かな支援を行うために、ケア会議等で保健・医療・福祉にわたる在宅療養支援計画を作成し・事業評価を行っています。

（令和７年度）

	3 事例（3 回）
年　齢	20 歳代１名、60 歳代２名
疾患名	筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎　等
参加機関	患者・家族、在宅医、介護支援専門員、訪問介護事業者、 訪問看護事業者、福祉用具事業者、調剤薬局　等

②　訪問相談事業

患者・家族および関係機関からの相談など訪問の必要性がある難病患者、また医療依存度の高い筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の難病患者に対して実施しています。

（令和７年度）

件数	疾患名
実数 15 件 延数 30 件	筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症　等

③医療相談事業

医療及び日常生活上の問題に関する相談会・講演会や交流会を実施しています。

ａ　個別相談

期　間	内　　容	延人数
随　時	新規申請時相談	927 人
令和７年 ６月～７月	継続申請時相談	295 人

b　講演会

日　時	内　　容	参加者
令和7年 12月5日（金） ハイブリッドで開催	（1）　講話　「膠原病について～病気との付き合い方と日常生活の工夫～」 講師　久留米大学 医学部 呼吸器・神経・膠原病内科 教授　井田　弘明　氏 （2）　交流会	患者・家族 ケアマネージャー等 36名

④　難病対策地域協議会の開催

平成27年1月に「難病の患者に対する医療費等に関する法律」（以下：難病法）が施行され難病対策の充実強化、適切な支援を推進するために協議会を開催しました。平成27年度は、北筑後在宅医療推進協議会と同時開催としていましたが、平成28年度から「難病対策地域協議会」として開催しています。

日　時	内　　容	出席者
令和8年 2月18日 （水） 参集で開催	（1）北筑後保健福祉環境事務所における難病対策について （2）難病患者の災害対策について ・個別避難計画の概要と県の取り組みについて （福岡県総務部防災危機管理局　消防防災指導課） ・医療的ケア児の避難訓練 （大木町福祉課）	難病対策地域協議会委員 18名

オ　災害時における要配慮難病患者台帳及び在宅人工呼吸器使用者の個別避難計画の作成・更新支援

要配慮難病患者・家族の不安を軽減するために、把握している在宅人工呼吸器使用患者（小児含む）及び筋萎縮性側索硬化症患者等の台帳を作成し緊急時に備えています。

また、平成31年1月より指定難病新規交付者を対象にアンケート調査を実施し、災害対策の充実を図るため居住市町村への情報提供についての希望を確認しています。同意が得られた難病患者については、避難行動要支援者名簿の作成のために各市町村に情報提供をしています。

さらに、令和2年12月に在宅人工呼吸器使用者個別支援計画作成実施要領を策定し、令和3年度から個別支援計画の作成をすすめてきましたが、令和7年度以降は、市町村が実施する個別避難計画の作成・更新の支援を行うこととしました。

カ　緊急時の搬送体制の整備

医療依存度の高い難病患者の搬送体制について、消防本部と協議を行い、本人・家族の希望、かつ情報提供に同意の得られた者について、管轄の消防本部に情報提供を行っています。

令和7年度末現在の登録者数は、久留米広域消防本部3名、甘木朝倉消防本部2名でした。

キ　難病相談等従事者研修会

難病相談業務に従事している医療・保健・福祉関係者を対象に、専門的知識や技術の習得のために研修会を開催し、人材の育成及び資質の向上を図っています。

日　時	内　　容	参加者
令和7年 9月18日（木） 参集で開催	（1）講話「医療的ケア児における災害対策 ～避難訓練をすすめた事例を通して～」 講師　一般社団法人　バンビーノ福祉会 中原　京子氏	訪問看護師 介護支援専門員 相談支援専

	（2）講話「災害時における口腔ケアについて」 講師　九州歯科大学附属病院　歯科衛生士 下坂　桃子氏 （3）　講話「難病患者等在宅療養者における災害の備えについて～多くの方に知ってもらいたい日ごろからの準備～」 講師　福岡県難病ネットワーク 難病診療連携コーディネーター　原田　幸子氏	門員 市町村等 29名

ク　小児慢性特定疾病対策

従来からの小児慢性特定疾患患児の治療研究事業が、児童福祉法の一部改正する法律に基づき、平成27年1月1日から小児慢性特定疾病医療費助成事業として、対象疾病児童の医療費公費負担に関する申請交付事務を行っています。

その際、対象疾病児童及びその家族に、医療及び日常生活上の問題に対し相談に応じています。また、平成19年度から小児慢性特定疾患ピアカウンセリング事業として、筑後ブロック（久留米市、南筑後）として家族の集いを開催実施しています。

日　時	内　　容	参加者数
令和7年 10月15日(水)	内容：講演会・交流会（ハイブリット） 講師：福岡市こども病院 ホスピタル・プレイ・スペシャリスト 病棟保育士　吉原　由香利氏 テーマ：「患児ときょうだい児の気持ちに寄り添う」	保護者2名 病院職員1名 自治体職員 2名 スタッフ 9名

小児慢性特定疾病医療受給者証の疾患軍別市町村別人数　（令和8年3月31日現在）

NO	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	
疾患群	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体・遺伝子	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	計
小郡市	16	2	0	4	9	2	3	0	2	0	4	7	2	0	3	1	55
うきは市	3	1	0	2	2	1	0	1	0	0	1	3	0	0	1	0	15
朝倉市	3	1	1	4	5	0	0	1	0	1	1	11	3	0	1	0	32
筑前町	2	3	1	2	10	0	2	1	0	0	1	5	1	0	0	0	28
大刀洗町	1	0	0	2	2	1	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	10
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
計	25	7	2	14	28	4	6	3	2	1	10	27	6	0	5	1	141

※実数141名（うち4名は2疾患あり）

ケ　小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業

平成30年1月29日から、在宅で人工呼吸器などの医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等とそのご家族等の介護者を支援することを目的とした事業で、介護者の休息等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に備えて、円滑に適切な医療機関に入院できるよう受け入れ体制を整備しています。要件に該当する児童に対して登録が承認されれば年間14日を限度に機関が利用できる登録申請事務を行っています。令和7年度の申請件数は2件でした。

（3） 保健事業

ア 国庫（県）負担（補助）金に係る審査

医療保険者である市町村国保及び健康づくり部門を対象に審査事務を行っています。市町村が作成した申請書類を審査し、保健事業に係る負担（補助）金及び保健事業についての指導及び助言を行っています。

イ 事業推進のための市町村支援

平成 20 年度から始まった特定健診・特定保健指導及び健康増進事業の円滑な実施に向けて、情報提供や意見交換等行っています。また、国・県が行う健康増進事業や特定健診・特定保健指導に関する調査を実施し、管内市町村の状況を把握することで、管内市町村との情報共有を図っています。

（4） がん予防対策業務

ア 肝炎治療特別促進事業

Ｂ型及びＣ型ウイルス性肝炎の有効な治療であるインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費の一部助成を実施しています。

平成 20 年 4 月からインターフェロン治療に係る医療費の一部助成が開始され、その後、自己負担限度額の引き下げや対象治療等の拡充が行われています。

平成 26 年 10 月 1 日よりＣ型慢性肝炎又はＣ型代償性肝硬変に対するインターフェロンフリー治療、平成 27 年 1 月 16 日よりＣ型肝炎ウイルスに対するインターフェロン治療に、バニプレビルを含む 3 剤併用療法が助成対象に加わりました。

また、平成 27 年 12 月 1 日よりインターフェロンフリー治療を用いた再治療が助成対象に加わり、平成 31 年 2 月 26 日よりＣ型非代償性肝硬変に対するインターフェロンフリーの治療法が助成制度の対象となりました。

肝炎治療費助成受給者証交付状況 （令和 7 年度）

①	インターフェロン治療受給者証	0件
②	インターフェロンフリー治療受給者証	6件
③	核酸アナログ製剤治療受給者証	170 件（新規 14 件、更新 156 件）

肝炎に関する相談件数（申請等に関するもの） （令和 7 年度）

①	電話相談 64 件	②	来所相談 231 件

イ Ｃ型・Ｂ型肝炎相談・検査事業

Ｃ型肝炎ウイルスに感染している人を早期に発見し、医療機関への受診を勧め、肝がん発病の予防とその不安の解消を図るため、平成 13 年 6 月より相談事業を実施しています。また、平成 18 年 9 月よりＣ型肝炎抗体検査を開始し、平成 19 年 11 月よりＢ型肝炎検査を導入しています。一方、県が契約した医療機関によるＣ型・Ｂ型肝炎無料検査は、平成 19 年 10 月より実施されています。

Ｃ型・Ｂ型肝炎に関する相談及び検査件数 （令和 7 年度）

検査等に係る相談	検査件数（実数）	Ｃ型肝炎検査	Ｂ型肝炎検査
9	2	2	2

ウ ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

肝炎ウイルス陽性者の精密検査への受診促進を図り、肝がん等への重症化を防止するために、医療機関での初回精密検査及び定期検査の費用を助成するもので、平成 27 年 11 月から新規事業として開始されました。

① 肝炎ウイルス陽性者等フォローアップ事業

肝炎ウイルス検査で陽性となり、本事業への参加を同意した対象者に、医療機関での初回精密検査や定期検査の受診を勧奨しています。令和７年度の参加同意者数は３名となっています。

② ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

初回精密検査及び定期検査の未受診者の解消を図るため、Ｂ型、Ｃ型肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんの療養者（フォローアップ事業参加同意者）に対し、精密検査又は定期検査費用の助成を行っています。令和７年度初回精密受診証明書の交付数は２件、定期検査費用助成申請数は３件となっています。

エ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルスの起因する肝がん・重度肝硬変の治療で、条件を満たす患者について、医療費の負担の軽減を図るために助成を行っています。令和７年度の申請件数は６件でした。

オ がん検診推進事業

補助金交付に係る事務と、検診の導入に向けての支援及び、女性特有のがん検診についての広域化に係る調整等を実施しています。

平成21年度から、市町村が実施するがん検診において、特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん、及び乳がんに関する「健診手帳」及び検診費用が無料となる「がん検診無料クーポン券」を送付する事業が開始されました。また、平成28年度から子宮頸がん、及び乳がんのがん検診について個別の受診勧奨・再勧奨を強化するほか、要精密と判断された方についても精密検査未受診者に対する受診再勧奨を進め、がんの早期発見につなぐ事業が開始しています。

カ がん検診啓発事業

がん検診啓発事業実施要領に基づき、管内市町村や職域と連携を図り、地域住民が、がん検診の有用性等の理解を深めがん検診受診率の向上を図ることを目的に、健康づくりの出前講座等においてチラシを配布し、普及啓発活動を行っています。

また、令和元年度から県の取組みとして、がん検診の推進を目的とした市町村ヒアリングの実施や、小児AYA世代を対象とした事業が始まっています。

（５）在宅医療推進事業

福岡県では、「誰もが望む場所で療養できる地域医療体制の整備」を目指し、平成20年度から県内４ブロックでモデル保健所内に地域在宅医療支援センターを設置し、平成22年度からは、９ヶ所の全保健所内に設置して、体制づくりに取り組んできました。

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を推進するために、地域の実情を把握・分析したうえで、住民や地域の医療・介護関係者と地域のめざすべき姿等を共有し、医療機関や市町村等と連携を図り、地域全体で在宅医療を支える体制づくりに取り組んでいます。

ア 地域在宅医療センター事業

① 在宅医療推進協議会

在宅医療に関する関係機関のネットワーク構築のため、協議会を実施しました。

日 時	内 容	出席者
令和８年 １月28日 参集で開催	（１）令和６年度北筑後地域在宅医療支援センター活動報告及び令和７年度事業計画、北筑後管内の在宅医療に関する統計、在支診調査結果について （２）北筑後管内地域包括ケアシステムについて （３）各医師会の在宅医療・介護連携推進事業の取組み状況について （４）情報提供	在宅医療推進協議会委員 16名 オブザーバー ４名

	・地域別小児等在宅医療推進検討会について ・意思決定支援、高齢者施設看取りについて	

② 地域在宅医療支援センター

平成 22 年 10 月 1 日より北筑後地域在宅医療支援センターを設置し、病気や障がいがあっても在宅療養を希望する患者やその家族への相談支援及び訪問看護ステーションや在宅医療を行う医療機関等の情報提供を行っています。

（令和 7 年度）

		がん	難病	その他	不明
電話	実数	0	17	7	0
	延数	0	116	70	0
面談	実数	0	9	0	0
	延数	0	18	0	0
訪問	実数	0	10	5	0
	延数	0	24	6	0

④ 市町村支援（医師会支援含む）

平成 27 年度から市町村が行う事業として、地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられました。地域における在宅医療と介護の一体的な提供体 制の充実を目指すために、保健所と市町村が連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進していくことが必要であると考えられます。

○市町村ヒアリング　令和 7 年 8 月 13・25・28・29 日実施

○各地域への支援

	内容（開催回数）
朝倉地域	在宅医療連携拠点委員会（6 回） 市民公開講座　（1 回） ＊その他、市町村主催の会議に出席
小郡三井地域	在宅医療・介護連携センター小郡三井実行委員会（1 回） ＊その他、市町村主催の会議に出席
うきは地域	在宅医療介護連携センター事業協議会（1 回） 在宅医療介護センター事業運営委員会（2 回） 福岡県とびうめネット連絡会議（1 回） 在宅医療介護連携センター事業講演会（1 回） ＊その他、市町村主催の会議に出席

④ 在宅医療・介護連携センター相談員連絡会

各地域のセンターに配置されている相談員で活動状況等情報共有することで、センターの機能強化や広域的な連携強化を目的に平成 30 年度から相談員連絡会を開催しています。管内医師会相談員と管内市町村の在宅担当者で情報交換を実施しました。

日　時	内　　容	参加者数
令和 7 年 10 月 30 日	【相談員連絡会】 （1）在宅医療・介護連携推進事業について （2）保健所より情報提供 （3）情報交換	11 名

⑤ 介護施設等への看取り調査及び研修会

当所管内における施設看取り率は本県同様に全国より低い状況にあり、施設看取りをテーマに研修会や調査を実施しています。令和 6 年度の高齢者施設看取り調査の結果から、各医師会在宅

医療・介護連携推進事業における研修企画の支援を行っています。

⑥　出前講座

地域住民に対し、北筑後在宅医療支援センターの相談窓口や、地域の利用できるサービスについての理解や、在宅医療についての関心が深まるよう普及啓発を行っています。

令和7年度は朝倉甘木地区で在宅医療に関する出前講座を実施しました。

日　時	内　　容	参加者数
令和7年9月17日	在宅医療、ACP、エンディングノートについて	26名

⑦　落雷・豪雨災害による停電等に備えた在宅人工呼吸器等使用患者への対応

災害等による停電が発生した場合に地域の在宅人工呼吸器等使用患者の安全な療養生活を守り、万が一の生命の危機を避けることを目的に「災害発生時の緊急連絡体制」の確認や対象者の台帳を作成し備えています。また、訪問看護ステーションと連携し、災害等による停電が発生する恐れのある場合の注意喚起及び災害発生後の安否確認等を行っています。

⑧　認知症対策

市町村地域支援事業の施策の一つです。「認知症対策」は、平成27年度までは県こころの健康づくり推進室の所掌事務でしたが、平成28年度から県高齢者地域包括ケア推進課が所管することとなったため、精神保健係から健康増進係の所掌事務となりました。県が二次保健医療圏毎に認知症医療センターを指定することとしており、当所が管轄する二次医療圏では久留米大学病院と朝倉記念病院が指定されています。各医療機関で開催されている認知症地域医療連携協議会に、年1回程度出席しています。

イ　訪問看護ステーション連携強化事業

訪問看護ステーション連絡会は、在宅ケアを支援する質の高い看護ケアサービスの提供と技術の向上及び在宅医療に関わる関係機関との連携強化を図ることを目的に実施しています。

平成23年8月に6ヶ所の訪問看護ステーションから始まり、令和7年度は35か所の訪問看護ステーションを対象に2回実施しました。また、福岡県庁主催の福岡県訪問看護ステーション連携強化事業のワークショップ・交流会が5回開催されました。

実施日	内　　容	参加者数
令和7年 6月19日 対面	訪問看護ステーション連絡会及び個別避難計画説明会 訪問看護ステーション一覧、訪問看護ステーションの看護ケア情報について、年間計画、個別避難計画作成について	北筑後地域訪問看護ステーション 10か所12名 管内市町村 5か所8名
令和7年 9月18日 対面	訪問看護ステーション連絡会（難病従事者研修会、北筑後地域在宅医療関係職員研修会、地域保健関係職員等研修事業、慢性疾病児童等療育相談支援事業と共催） 医療依存度が高い患者・児の災害支援について 講話：医療的ケア児における災害対策～避難訓練をすすめた事例を通して～ 講師：一般社団法人バンビーノ福祉会　中原　京子氏 講話：災害時における口腔ケアについて 講師：九州歯科大学附属病院　歯科衛生士　下坂　桃子氏 講話：難病患者等在宅療養者における災害の備えについて ～多くの方に知ってもらいたい日ごろからの準備～ 講師：福岡県難病ネットワーク　難病診療連携コーディネーター	23機関 29名

	原田　幸子氏	
令和7年 10月31日 対面	令和7年度福岡県訪問看護ステーション連携強化事業 企画者説明会 講師　帝人株式会社　ヘルスケアコネクト企画開発部 堀内　徹也　氏	管内代表者 1名
令和7年 11月14日 オンライン	令和7年度福岡県訪問看護ステーション連携強化事業 全体研修会・地区別交流会 講師　医療法人社団プラタナス 松原アーバンクリニック、 医療法人寛正会 水海道さくら病院、 株式会社メディヴァ コンサルティング事業部 久富　護　氏	管内訪問看護ステーション 2か所
令和7年 12月12日 対面	令和7年度福岡県訪問看護ステーション連携強化事業 地区別交流会（筑紫・朝倉地区） 各地域の連携協定書（連携型BCP）の策定・運用に向け、連携協定書のシミュレーション訓練を行い、地域の連携体制構築や、連携協定書の改善に係ることのディスカッション	管内訪問看護ステーション 6か所名8名
令和8年3月18日 オンライン	令和7年度福岡県訪問看護ステーション連携強化事業 関係者意見交換会 令和7年度事業報告、今後の事業展開に係る意見交換	管内代表者 1名

（6）　原爆被爆者対策業務

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者健康管理手帳等の交付申請、各種手当の申請、指定医療機関申請等の受付業務を実施しています。

被爆者健康手帳の交付状況及び手帳等所持者数（人）　　（令和8年3月31日現在）

	令和7年度 新規交付者数	手帳等所持者数	
		管　内	福岡県
計	0	76	3,870

ア　認定疾病医療の給付及び一般医療費の支給

一般疾病医療機関等の指定は随時行っています。

イ　各種手当の認定者数

①　健康管理手当（63人）　②　医療特別手当（1人）　③　特別手当（0人）
④　保健手当（1人）　⑤　介護手当（0人）

（7）　歯科保健事業

ア　地域保健関係職員等研修事業（歯科保健）

保健福祉環境事務所職員、市町村及びその他歯科保健事業関係者の資質向上と連携を促進することを目的に研修会を開催しています。

実施日	内　　容	参加者
令和7年 9月18日	講話「災害時における口腔ケアについて」 講師　九州歯科大学附属病院　歯科衛生士 下坂　桃子　先生	29名

（8） 保健活動推進調整事業

ア 保健事業部会

北筑後保健所運営協議会の下部組織であり、管内の保健事業に関する協議を行い、地域住民に対し、より効果的な保健事業の推進を図るために、年１回開催しています。主に重点事業を中心とした事業報告と次年度の重点事業及び事業計画についての協議を実施しています。

実施日	内　　容
令和7年 6月4日	1　令和６年度事業報告について （1）健康増進係事業報告（2）重点事業報告 2　令和７年度事業について （1）重点事業及び計画　（2）健康増進係事業計画

（9） 母子保健業務

令和５年度より国のこども家庭庁が発足し、こどもを真ん中に置いた新たなこども家庭政策がスタートしました。その最前線推進拠点となる「こども家庭センター」を全市町村に設置し、一人ひとりのこども・各家庭の個々の状況に応じた充実したサポートプランや支援が提供できるように、県としてその設置・体制整備・運営について集中的、重点的に助言及び支援をしています。子どもを安心して産み、子どもが健やかに育つ社会づくり、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを当所においても妊娠期からの切れ目ない支援をめざし、ハイリスク妊産婦及び乳幼児の支援、乳幼児の発達及び性の健康に関する相談、医療費助成等の各種施策に取り組んでいます。

ア 先天性代謝異常等検査事業

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症を早期に発見し、早期に治療することにより、知的障害等の心身障害を予防するために、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行っています。平成 25 年度からタンデムマス法が導入され検査対象疾患が増加しました。令和７年度は、１件の経過をフォローしています。

イ 乳幼児発達診査事業

障害児には該当しないが、心身の発達が正常範囲になく、または出生等の状況から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、精神、運動等の発達に問題のある児童もしくは、そのおそれのある乳幼児を早期に把握し、発達診査や日常生活指導を行っています。

実施状況　（令和７年度）

実施回数	実数	延数
4回中3回実施	3人	4人

（令和７年度）

訪問指導	
実件数	0件

診査結果（人）　（令和７年度）

問題なし	再度受診	訪問指導	精密医療機関紹介	通院入院施設紹介	治療医療機関紹介	療育施設紹介	その他	計
1	0	0	0	0	0	2	0	3

ウ 慢性疾病児童等療育相談支援事業

慢性的な疾病により長期療養を必要とする児童等について、適切な療育を確保するためにその疾病の状態及び療育の状況を随時把握するとともに、慢性疾病児童等の健全育成及び自立促進を目的とし、療育相談指導、育児支援教室の開催及び訪問指導等を実施しています。

① 療育相談指導　（相談件数：実件数　１件　　延件数　１件）

実施日	開催場所	内　　容	件数
令和7年 10月22日	朝倉総合庁舎 精神保健相談室	個別相談会 相談員）　福岡県難病相談支援センター 後藤　和代氏 対象者）　小児慢性特定疾病児とその保護者	1件

② 学校等の地域関係者への周知啓発（難病従事者研修会・小児保健研究会・母子保健研修会兼ねる）

実施日	開催場所	内　　容	参加者数
令和7年 9月18日	朝倉総合庁舎 大会議室	演題「医療依存度が高い患者・児の災害支援に関する研修会」 講師　一般社団法人　バンビーノ福祉会 中原　京子氏	29名
令和7年 12月6日	久留米大学 筑水会	演題「発達グレーゾーンの子どもたちの問題点と支援」 講師　柳川療育センター施設長　山下裕史朗氏	93名

③ 訪問指導

訪問件数　0件　（実人員　0人）

エ　ハイリスク妊産婦支援事業

① 未熟児等保健・医療連携事業

周産期医学の進歩により、未熟児等の出生が増加しており、これらの児を持つ保護者は、児の心身の発達及び育児に関して大きな不安を抱えています。そのため、保護者に対し、早期から適切な育児支援を行うための地域ケアシステム体制整備を図っています。

その一環として、未熟児等ハイリスク児が入院中に保健師及び助産師が医療機関を訪問し、児及び保護者の状況把握と育児支援を行っています。また、福岡県低出生児向け小冊子「ふくおか小さな赤ちゃん親子手帳」を作成し、出生体重 1,500ｇ未満児の保護者へ、県内周産期母子医療センター、市町村等を通じて配布しています。

② 妊娠期からのケア・サポート事業（グリーフケアを含む）

支援を行うことで虐待予防を図る目的とするケア・サポート事業として、育児支援者及び医療関係者を交え研修会および連絡会議等を行っています。

実施日	対象者	参加者数	内　　容
令和７年 6月 17 日	管内市町村 母子保健 担当者等	16 名	母子保健担当者会議 1　令和７年度福岡県および北筑後保健福祉環境事務所母子保健事業計画について 2　令和７年度市町村母子保健計画について 3　福岡県乳幼児聴覚支援センターから情報提供 4　児童相談所、福岡にんしん 110 番 Link から情報提供

令和７年 12 月 19 日	管内市町村 母子保健 担当者 管内産婦人科 助産所 産後ケア委託 先等	51 名	講演１「地域で支えるハイリスク妊産婦への支援」 ～産後ケア事例を通して医療機関や行政等の連携について～ 産前産後サポートセンターこころゆるり 施設長　助産師　豊田　晴子氏 講演２「流産・死産・新生児死等グリーフケアの必要な支援、連携について」 にじいろのはね　代表　川邊　美雪氏 グループワーク

オ　福岡県性と健康の相談センター事業

令和６年４月 30 日より、プレコンセプションケア（男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組）を含め、男女を問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施することを目的に開始しました。

また、県内（政令市除く）全ての保健福祉（環境）事務所内に専用電話を配置し、不妊・不育等性に関する悩みや心の悩みの相談に対応し、必要に応じてプレコンセプションセンターへ　引継ぎ面接相談及電話相談を実施しています。

○不妊・不育と性の相談センター事業の相談　（令和７年度）

	相談実件	相談延件数	延件数の相談内訳　（主な相談内容）							
			思春期	妊娠・避妊	不妊	不育症	ﾒﾝﾀﾙ	更年期	性感染症	その他
電話	37	37	1	3	13	12	0	0	0	8
面接	2	2	0	0	5	2	0	0	0	0

○普及啓発業務

プレコンセプションケアセンターと連携し、養護教諭等へのプレコンセプションケアの普及啓発を促進する。

令和７年度はうきは市小中学校養護教諭対象に実施した。

実施日	開催場所	内　　容	参加者数
令和7年 ８月1日	うきは市 吉井中学校	演題「健康な未来につなぐプレコンセプションケア」 講師　福岡県プレコンセプションケアセンター　道園　亜紀氏	９名

カ　福岡県不妊に悩む方への先進医療支援事業

本県では令和５年６月１日より、不妊治療における経済的負担を軽減するため、保険適応となった特定不妊治療と併用して全額自費で実施される「先進医療」に係る費用の一部の助成を行っています。

申請窓口は麻生教育サービス株式会社で郵送受付しており、相談窓口は保健所になっています。

キ　福岡県先進医療不育症検査費用助成事業

本県では、令和３年４月１日より、研究段階にある不育症検査のうち、保険適応を見据えた先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的な負担の軽減を図ることを目的に行っている。令和７年５月 30 日告知された検査（抗ネオセルフβ２グリコプロテイン１複合体抗体検査）が追加された。令和７年度の申請

件数は　2件でした。

ク　不育症検査費・治療費助成事業

本県では、令和4年5月より、不育に悩む夫婦が、不育症のリスク因子を知って不安を解消し、リスク因子に応じた治療を行うことで、出産に至るための支援を行うとともに、不育症の検査及び治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、不育症の検査及び治療に係る費用の一部の助成を行っています。令和7年度の申請件数は5件でした。

ケ　乳幼児育児支援事業

県のアンビシャス運動の一環として、次世代を担う青少年の育成のためには、乳幼児期からの親の愛情としつけが重要であることから、子どもの発達段階に応じての親の関わり方を盛り込んだ育児小冊子（子育て応援団）を県で作成し、市町村の 1 歳半、3 歳児、就学前健診時に配布しています。

コ　小児保健研究会・母子保健研修会

小児保健･母子保健に関わる関係者や住民を対象に知識の普及を図るために､久留米大学小児科、久留米市保健所と共に年1回の研修会を開催しています。

実施日	内　　容	参加者数
令和7年 12月6日	演題「 発達グレーソーンの子どもたちの問題点と支援」 講師　柳川療育センター　施設長　山下裕史朗　氏	93名

サ　朝倉地区障害者自立支援協議会　こども支援部会

障害者の理解と各機関との情報共有及び連携強化を図るために、年５回開催されています。

実施日	内　　容
令和7年 4月25日	1. 近況報告・情報交換 2. 自立支援協議会全体会開催報告 3. 開催計画について 4. 6月研修会について
令和7年 6月26日	事例検討会：「グループワーク」
令和7年 9月26日	1. 自立支援協議会全体会開催報告 2. ６月研修会報告 3. 11月研修会について 3. 2026年度開催計画について（部会運営について含む） 4. 情報交換・その他
令和7年 11月28日	「事業所見学会」第５野の花学園パンの花 1. 施設内見学及び事業所概要、支援の現状や支援内容の説明 2. 情報交換（質疑応答）
令和8年 2月27日	1. 11月研修会報告 2. 2025年振り返り・課題検討 3. 2026年度開催計画 4. 情報交換・その他

2　精神保健係

保健所は、地域精神保健福祉業務の中核を担う行政機関として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの理念に基づき、関係機関と連携して業務にあたっています。 具体的には、精神保健福祉センター、市町村、医療機関、社会福祉機関、当事者団体、家族会、教育機関等と緊密に連携し、精神障害のある方の相談支援、早期治療の促進、地域生活及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進に取り組んでいます。

（1）精神障がい者の適切な医療の確保・充実

ア　措置入院及び医療保護入院

精神保健福祉法に基づく措置入院に係る申請・通報の受理から入院決定、入院解除までの業務、および医療保護入院に係る届出や定期病状報告書の受付業務等を行っています。措置入院については、久留米市における事務手続きも当所で担当しています。

管内居住者措置入院患者数及び医療保護入院届出数　　（令和７年度）

医療保護入院	緊急措置入院	措置入院
412（256）	13	18

※医療保護入院の（　）内は管内精神科病院入院届出数

精神保健福祉法に基づく通報件数（当所が関わった久留米市分も含む）　　（令和７年度）

22条	23条	24条	25条	26条	26条の２	小計	久留米市保健所のみで完結	通報総数	措置診察実施数（内措置入院者）
0	29	3	0	20	0	52	5	57	22 (20)

※２２条：一般人からの申請　　２３条：警察官の通報　　２４条：検察官の通報
２５条：保護観察所の長の通報　２６条：矯正施設の長の通報
２６条の２：精神科病院の管理者の通報

イ　精神科救急医療システム

精神疾患のため、夜間（午後５時から翌日午前９時まで）および休日昼間（午前９時から午後５時まで）に救急医療を必要とする方に対し、迅速かつ適切な医療と保護を提供する体制を整備しています。令和７年度の当該システム利用件数は14件でした。

ウ　精神科病院実地指導

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障害者の権利擁護と適切な精神医療の提供、社会復帰・社会参加の促進を図っています。この一環として、県内５か所の精神科病院に対し、福岡県精神病院実地指導要領に則った実地指導を実施しています。実地指導では、入院患者への処遇に重点を置いています。また、措置入院患者や長期の医療保護入院患者に対しては、精神保健指定医による現地診察を実施しています。

エ　措置入院及び医療保護入院者・隔離中の任意入院者の現地診察

知事が指定する現地診察医の診察に立会い、措置入院者及び医療保護入院者の病状把握、入院継続の要否判断、そして措置入院者の措置解除に係る事務を行っています。

（2）精神保健福祉相談事業

ア　訪問支援

精神障がい者に対し、病気や医療（受診勧奨、継続受診支援など）に関する相談、就労支援、環境調整等の社会復帰支援や生活支援に加え、家族等への相談支援も行っています。

緊急相談対応や処遇困難事例への連絡調整が増加傾向にあることを踏まえ、市町村職員等が速やかに適切に対応できるよう、ケース会議開催による連携強化や同伴訪問を実施しています。

家庭訪問支援延べ件数　（令和７年度）

老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計
4	125	0	6	0	0	0	29	0	0	119	283

イ　精神保健福祉相談（面接・電話）

地域住民の精神保健福祉向上のため、精神疾患の早期発見・早期治療、精神障がい者の社会参加促進を目的として、精神科医による定例相談を実施しています。毎週火曜日の定例相談に加え、うきは市では児童・思春期を対象とした相談を月１回実施しています。

また、定例相談日以外も、保健師が面接または電話で随時相談に応じています。

相談では、本人だけでなく家族からの相談にも対応し、適切な支援と医療機関への橋渡しを行っています。

相談件数　（令和７年度）

		定例相談	定例外	計
面接	実数	31	50	81
	延数	31	102	133
電話	延数		1612	1612

（相談内容内訳延べ数）

	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
面接	3	34	1	0	1	0	9	43	4	0	0	38	133
電話	13	481	7	18	3	0	21	455	42	0	2	570	1612

（３）社会復帰促進事業

ア　精神障がい者社会復帰促進事業

精神障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、福祉、行政等関係機関と連携した充実した支援体制の構築を目的として、平成19年度に朝倉地区で本事業を開始しました。

当所では、市町村や地域の支援機関と連携を図り、北筑後地域の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(以下、「にも包括」という)」構築推進のために、精神障がい者地域支援会議や精神障がい者地域支援研修会を開催しています。令和5～6年度は、精神科病院や市町村（健康・福祉部署）へのヒアリングや会議での意見交換をとおして、地域課題の抽出を行いました。令

和７年度は、北筑後地域の「にも包括」構築に向けて関係機関と共通認識をもつために、参加機関の拡大を図り、目標設定を実施しました。

① 管内市町村精神保健福祉担当係長及び担当者会議

日 時	内 容	参加者数
令和７年 ７月４日	(1)情報提供 「北筑後地域の現状について ～統計データとアンケート結果から～」 (2)意見交換 「地域課題の共有」	市町村精神保健福祉担当係長及び担当職員、精神保健福祉センター 23名

② 地域支援会議

日 時	内 容	参加者数
令和７年 12月17日	(1)情報提供 「北筑後地域の現状と取組について」 (2)講 演 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと進め方について」 講 師：西南女学院大学 保健福祉学部 看護学科 教授 眞﨑 直子氏 (3)意見交換 「北筑後地域の地域目標を設定しよう」	精神科病院・指定、基幹相談支援事業所・管内市町村(健康部署、福祉部署)・家族会・訪問看護ステーション・障害者就業・生活支援センター・精神保健福祉センター等 27名

③ 地域支援研修会

日 時	内 容	参加者数
令和８年 １月22日	(1)情報提供 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」 (2)講 演 「精神科病院における地域移行支援の取組と事例について」 講 師：聖ルチア病院 看護部長 山口 浩昭氏 精神保健福祉課 係長 中野 紀子氏	精神科病院・相談支援事業所・市町村(健康部署、福祉部署)・訪問看護ステーション・地域包括支援センター・生活困窮者自立支援機関・精神保健福祉センター 51名

④ ケース会議（個別支援会議） （令和７年度）

		実人員	延べ回数
		56	81
再掲	退院後支援計画支援に関すること	13	13
	医療観察法に係るケア会議	0	0

イ 精神障がい者の退院後支援計画

措置入院をした精神障がい者の円滑な社会復帰を促進するため、厚生労働省が平成30年3月に示した「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき、平成30年９月以降、措置入院患者の同意を得た上で、退院後に必要な医療、福祉、介護、就労支援等の環境整備を図り、退院後支援計画の作成、支援会議の実施、そして計画に基づいた支援を実施しています。

（令和７年度）

内容	人数
① 令和７年度　計画作成同意確認者数	7
② 計画作成同意者数	5
③ 計画交付者数	4
④ 計画作成中の数	1
⑤ 支援計画終了者数	9

ウ　障がい者就労支援

障がい者の就労の支援及び社会復帰促進のため、関係機関（主催：久留米公共職業安定所、県福祉労働部労働局労働政策課・新雇用開発課、若者サポートステーション等）の行う会議等へ参加し、課題や対策について協議や情報共有を行っています。

エ　市町村自立支援協議会

管内には市町村が設置する自立支援協議会が４つあり、各協議会の取り組み状況の把握と情報共有を図るとともに、一部の協議会や部会にも参加しています。

オ　地域活動支援センター等支援

管内には、甘木朝倉地域精神障害者家族会とNPO法人みつば会の２つの精神障がい者家族会があり、随時支援をしています。

（4）自殺対策

わが国では、平成 18 年施行の自殺対策基本法、そして令和 4 年閣議決定の新たな「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を実施しています。福岡県においても、令和５年３月に「第２期 福岡県自殺対策総合計画」を策定しました。県内の自殺者数は平成 23 年から減少傾向にありましたが、令和２年に新型コロナウイルス感染症の影響等により増加し、令和４年で減少した後は、横ばいで推移しています。この状況を踏まえ、自殺のハイリスク者への支援、ゲートキーパー養成、相談窓口の啓発等を通じ、関係機関との連携を強化し、地域における自殺対策の推進と自殺者数の更なる減少に向けて取り組んでいます。

ア　ハイリスク者支援事業

① 地域ハイリスク者支援連携強化会議

自殺未遂者、働き世代、若年層など、自殺ハイリスク者への支援体制強化を図るため、関係機関による連絡会議を開催し、連携強化について協議しました。

日　時	内　　容	参加者数
令和７年 12 月 23 日	(1) 自殺の状況について ①全国と福岡県の状況 ②北筑後地域の自殺の状況 (2) 協議、意見交換 ①働き世代対策について ②若年層対策について ③自殺未遂者支援について	救急告示病院、精神科病院、消防、警察、ハローワーク、生活困窮者自立支援機関、市町村担当職員、教育事務所、精神保健福祉センター 27 名

② 自殺対策実務者連絡会議（市町村担当者会議）

地域における効果的な自殺対策の推進と、関係者間における自殺対策実施の共通認識形成を

目的として、実務担当者会議を開催しました。

日　時	内　　容	参加者数
令和7年 7月4日	(1)情報提供 ・精神保健福祉センターからの情報提供 ・管内における自殺の現状について (2)情報交換 ・北筑後地域の市町村の自殺対策の取組みについて	市町村自殺対策担当係長及び担当職員、精神保健福祉センター 23名

③　自殺未遂者支援研修（未遂者支援マニュアル普及事業）

地域の支援者が自殺企図者や自殺未遂者への対応方法や精神科病院との連携方法を学ぶことで、支援者が必要とする者へ適切な対応ができるようになるとともに、支援者間の連携促進を図ることを目的として、研修会を開催しました。

日　時	内　　容	参加者数
令和7年 10月3日	内容：「自殺未遂者支援について ～働き世代における多機関連携～」 講師：福岡大学医学部精神医学教室　衞藤 暢明氏 開催方法：対面とZoomウェビナーのハイブリッド形式	筑後ブロックの救急告示病院、精神科医療機関、内科医療機関、訪問看護ステーション、消防、生活困窮者自立支援機関、社会福祉協議会、相談支援事業所、市町村、教育事務所、精神保健福祉センター 70機関、93名

④　筑後ブロック保健所調整会議開催（1回）

筑後ブロック保健所において、広域的な取組みの事業内容に関する情報共有と連携強化について協議しました。

⑤　働き世代への自殺対策の推進

管内における働き世代（20～60 代）の自殺死亡率の高さを踏まえ、令和 7 年度から働き世代に向けた自殺対策のチラシを作成し、関係機関へ配布しています。また、9 月の自殺予防週間と 3 月の自殺対策強化月間では、ポスターや相談チラシ等を活用し、普及啓発に取り組んでいます。

イ　悩みごと相談促進事業

相談窓口と自殺予防に関する対応方法などを広く周知するため、啓発活動を実施しました。

日　時	内　容	主な対象者
令和7年 9月	自殺予防週間に伴うキャンペーン ・ポスター・リーフレット・啓発グッズ・相談案内チラシ（令和7年度改訂）等を配布。 ・令和7年9月8日～9月16日、朝倉総合庁舎ロビーに啓発コーナーを設置	医師会、精神科病院、救急告示病院、警察、生活困窮者自立支援機関、ハローワーク、県立高校、市町村、朝倉総合庁舎への来庁者

令和８年 ３月	自殺対策強化月間に伴うキャンペーン ・ポスター・リーフレット・啓発グッズ・相談案内チラシ（令和７年度改訂）等を配布。 ・令和８年３月２日～３月 19 日、朝倉総合庁舎ロビーに啓発コーナーを設置	医師会、精神科病院、救急告示病院、警察、生活困窮者自立支援機関、ハローワーク、市町村、甘木鉄道、郵便局、銀行、朝倉総合庁舎への来庁者
令和７年 ９月 10 日	うきは市内のスーパーにて自殺予防週間、相談窓口の周知のためのチラシを配布	住民

ウ　地域における見守り強化事業

①　ゲートキーパー研修（若年層）

若年層の自殺者数が増加傾向にあることから、管内の高校生及び教職員を対象とした研修を実施しました。

日　時	内　　容	参加者数
令和７年 ６月５日	講話：「よりよい睡眠がこころとからだを保つ～規則正しい生活リズムが成長や学習効率を高める～」 講師：久留米大学　学長　内村 直尚 氏	福岡県立朝倉東高等学校全校生徒及び教職員 468 名
令和７年度 保健師学生 実習期間	保健所における自殺対策事業とゲートキーパーの役割について	保健師課程実習生 ３大学　　10 名

②　ゲートキーパー研修（悩みを抱える方に接する機会が多い分野の方）

日　時	内　　容	主な対象者	参加者数
令和７年 10 月 31 日	管内における自殺の現状とゲートキーパーについて	こども食堂運営者・開設予定者、市町村こども食堂担当課職員	34 名
令和８年 １月 27 日 １月 28 日	管内における自殺の現状とゲートキーパーについて	朝倉市係長級職員および新任課長職	86 名
令和８年 ２月３日	管内における自殺の現状とゲートキーパーについて	筑前町 民生委員児童委員	42 名
令和８年 ２月４日 ２月５日	甘木・朝倉消防署　救急隊員研修会	救急救命士	48 名

エ　市町村支援

①　自殺統計の情報提供

②　市町村主催の自殺対策に関する協議会への参加

うきは市自殺対策プロジェクト委員会、筑前町自殺対策ネットワーク会議

オ　その他

管内市町村広報紙（5月号、11月号）に、精神保健福祉相談の掲載依頼を行いました。

（5）アルコール依存症対策事業

本県におけるアルコール依存症者は約4万3千人と推計される一方、医療機関への受診者は約3千人と推計されており、多くのアルコール依存症者が未治療の状態にあると推測されます。

また、本県は飲酒運転の事故件数が多いことから、「飲酒運転撲滅条例」を制定し、対策に取り組んでいます。これまでアルコール関連問題への包括的な施策を定めた法律はありませんでしたが、平成25年12月7日にアルコール健康障害対策基本法が成立し、さらに平成29年6月には福岡県アルコール健康障がい対策推進計画が施行されました。これを踏まえ、あらゆる機会を捉えて適正飲酒の啓発活動を実施しています。

ア　普及啓発事業

① 家族向けアルコール依存症講演会

日　時	内　　容	参加者数
令和7年 9月4日 ハイブリッド開催	講演：「アルコール依存症患者への早期介入について」 講師：筑後吉井こころホスピタル　院長 杠　岳文　氏 発表：「当事者の立場からの体験発表」 発表者：断酒会会員	一般住民、家族、保健・医療・福祉等関係機関職員、自助グループスタッフ等 30名

② 啓発活動

アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）に合わせて、朝倉総合庁舎ロビーに啓発コーナーを設置し、管内断酒会作成の啓発物（ティッシュ、リーフレット）を配布しました。

イ　飲酒行動改善促進事業

平成27年度から、多量飲酒者の問題飲酒行動を改善し、依存症を予防することを目的として、事業を実施しています。

中小企業への減酒支援として産業医がいない50人未満の事業所における減酒支援の取組みを推進しています。令和7年度は、地域職域連携会議で、飲酒の危険性についてお話しました。

ウ　断酒継続支援の強化

① 管内近隣の自助グループの例会（福岡県断酒連合会浮羽断酒友の会、浮羽断酒会）に参加し、情報交換を実施しています。

② 管内近隣の自助グループ一覧表のチラシを作成しています。（例会日程や連絡先を記載）

（6）飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例関連事業

福岡県では、飲酒運転撲滅のため、平成24年2月に「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」を制定しました。平成27年3月の条例改正により、1回目の違反者には飲酒行動に関する指導（適正飲酒指導）の受講が義務付けられました。さらに、令和6年11月の道路交通法改正により、自転車による飲酒運転も対象となりました。

保健所では、アルコール健康障害の予防・早期発見を目的として、平成27年11月から毎月第3水曜日に適正飲酒指導を実施しており、令和7年度は26名が来所しました。

令和7年度から再違反で受診命令に従わない者に対し、受診勧奨のため家庭訪問を行っています。

（7）ひきこもり対策推進事業

平成２２年度に精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センターを開設し、さらに令和２年７月には筑後地域と筑豊地域にサテライトオフィスを開設しました。保健所では、センターや市町村と連携して、個別の相談に対応しています。

ア　ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議

令和７年度は、保健所主催で北筑後管内ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議を実施し、事例検討を通して関係機関との連携強化を図りました。

日　時	内　　容	参加者数
令和７年 10 月 24 日	事例提供・意見交換 テーマ「若年層のひきこもり支援について」 事例提供者：朝倉市困りごと相談室　職員	精神科病院、訪問看護ステーション、相談支援事業所、市町村等 43 名

（8）こころの健康づくり推進事業

ア　健康教育（出前講座）

地域住民や企業を対象に、関係部署と連携して、知識の普及啓発活動を行っています。

令和７年度は、甘木・朝倉消防本部で、精神保健医療についての講義を行いました。

日　時	内　　容	参加者数
令和８年 ２月 ４ 日 ２月 ５ 日	精神保健医療について	４日 25 名 ５日 23 名 計 48 名

（9）保健所運営協議会精神保健福祉部会

北筑後保健福祉環境事務所管内において、精神保健及び精神障がい者福祉に関するより効果的な事業推進のため、市町村、関係機関、団体と緊密に連携し、年１回会議を開催しています。

日時　令和７年７月 30 日
議事　精神障がい者や精神保健に課題を抱える住民が、地域で安心して生活できる体制づくり
ア 市町村の相談体制について
イ 社会参加について
ウ 住民の理解について
エ 関係機関との連携について
その他　ア令和６年度精神障がい者社会復帰促進事業の報告
イ令和６年度自殺対策事業の報告

（１０）久留米市保健所との連携

精神科救急システム及び地域支援体制の充実を図るため、定例的に会議を開催しており、令和７年度は２回開催しました。

（１１）精神科病院の業務従事者による障がい者虐待の対応

精神障がい者虐待の通報は、虐待を受けたと思われる方を発見した場合、またはご本人からの訴えがあった場合、こころの健康づくり推進室の専用電話で受け付けています。虐待が疑われる場合は、保健所が病院に電話連絡、または立入検査（現地確認）を実施し、事実確認を行っています。

保健衛生課

1　保健衛生係

安全で衛生的な生活環境の確保を図るため、食品衛生、生活衛生関係営業施設の衛生確保に関する監視指導業務、狂犬病予防及び動物愛護に関する業務、水道（専用水道・簡易専用水道）衛生確保、飲用井戸等に関する相談業務等を行っています。

（1）　食品衛生業務

食中毒等の飲食に起因する衛生上の危害発生を未然に防止するため、食品衛生法、福岡県食品衛生法施行条例、食品表示法、福岡県ふぐ取扱条例等に基づき、次の業務・事業を行っています。

ア　営業許可

食品衛生法に基づく業種について、申請された営業施設等が施設の基準に適合しているかを確認し、許可しています。

イ　監視指導及び食品の収去検査

福岡県食品衛生監視指導計画に基づき、管内の営業許可施設及び許可を要しない食品関係営業施設の監視指導を実施しています。特に、食品の流通量が増加する夏期及び年末には特別監視を行っています。

食品の収去検査は、主に管内で製造される食品について実施しており、違反食品の排除に努めるとともに、検査結果に基づいた衛生指導を行っています。

なお、特定業種（食品製造業、食品流通拠点等）については、南筑後保健福祉環境事務所に設置されている食品衛生広域専門監視班が定期的に監視指導等を行っています。

ウ　衛生教育及び自主管理体制の強化

食品営業者、集団給食関係者、直売所関係者等に対して、食品衛生に関する知識の普及向上、食品取扱施設や食品の取扱い等に関する衛生的な管理体制の構築を図るため、（公社）食品衛生協会と協力して食中毒予防講習会や各種衛生講習会を開催しています。

また、消費者に対して食品の安全性などに関する正しい情報を提供するため、出前講座等の開催やパンフレット・ホームページ等を活用した啓発活動を行っています。

○食品関係営業施設数（旧食品衛生法に基づくもの）　　（令和８年３月 31 日現在）

		小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村	特殊形態	合計
飲食店営業	一般食堂	34	26	86	25	11	7	0	189
	仕出し屋・弁当屋	4	8	5	6	1	2	0	26
	旅館	1	3	10	0	0	0	0	14
	その他	45	48	63	9	10	2	10	187
菓子（パンを含む）製造業		15	26	23	11	5	5	2	87
乳処理業		0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業		0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		0	0	2	0	1	0	0	3
集乳業		0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業		3	0	4	0	0	0	0	7
魚介類せり売り営業		0	0	0	0	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業		0	0	1	0	1	0	0	2
食品の冷凍または冷蔵業		1	1	2	2	2	0	0	8
かん詰またはびん詰食品製造業（上記及び下記以外）		0	0	1	1	0	0	0	2
	喫茶店営業	2	4	7	1	3	0	3	20
	（再掲）自動販売機	0	4	7	1	3	0	0	15
あん類製造業		0	0	1	0	0	0	0	1
アイスクリーム類製造業		0	1	1	0	0	0	0	2
食肉処理業		0	0	2	1	1	0	0	4
食肉販売業		4	2	6	4	5	0	0	21
食肉製品製造業		0	1	0	0	0	0	0	1
乳酸菌飲料製造業		0	0	1	0	0	0	0	1
食用油脂製造業		0	0	1	0	0	0	0	1
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業		2	1	4	1	0	0	0	8
醤油製造業		0	0	2	0	0	0	0	2
ソース類製造業		0	0	1	1	0	0	0	2
酒類製造業		0	0	1	0	0	0	0	1
豆腐製造業		1	0	4	1	0	0	0	6
納豆製造業		0	0	0	1	0	0	0	1
めん類製造業		1	3	2	1	1	0	0	8
そうざい製造業		0	18	9	9	5	1	0	42
添加物（法第１１条第１項の規定により規格が定められたものに限る。）製造業		0	0	0	1	0	0	0	1
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料製造業		0	1	3	3	1	0	0	8
氷雪製造業		0	0	0	0	0	0	0	0
計		113	143	242	78	47	17	15	655

○食品関係営業施設数（改正食品衛生法に基づくもの）　（令和８年３月 31 日現在）

	小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村	特殊形態	合計
飲食店営業	246	307	430	163	54	18	279	1497
調理機能を有する自動販売機	1	4	9	1	1	0	0	16
食肉販売業	13	16	19	11	5	0	0	64
魚介類販売業	11	9	12	9	4	0	0	45
魚介類競り売り営業	0	0	0	0	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0	0	0	0	0
乳処理業	0	1	0	0	0	0	0	1
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	2	5	4	1	1	1	0	14
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	47	107	98	59	10	6	0	327
アイスクリーム類製造業	1	2	3	1	0	0	0	7
乳製品製造業	0	1	0	0	0	0	0	1
清涼飲料水製造業	1	4	4	1	2	0	0	12
食肉製品製造業	1	3	0	0	1	0	0	5
水産製品製造業	0	4	2	1	1	0	0	8
氷雪製造業	0	0	1	0	0	0	0	1
液卵製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	1	2	1	1	0	0	5
みそ又はしょうゆ製造業	0	2	10	3	1	3	0	19
酒類製造業	1	2	8	1	3	1	0	16
豆腐製造業	0	3	2	1	0	0	0	6
納豆製造業	0	0	1	0	0	0	0	1
麺類製造業	2	8	7	0	0	0	0	17
そうざい製造業	23	56	74	32	10	3	0	198
複合型そうざい製造業	0	0	2	0	0	0	0	2
冷凍食品製造業	1	2	6	4	1	1	0	15
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	10	25	21	24	6	6	0	92
密封包装食品製造業	0	1	6	3	1	0	0	11
食品の小分け業	0	2	2	2	0	0	0	6
添加物製造業	0	0	1	0	0	0	0	1
計	360	565	724	318	102	39	279	2387

○届出を要する食品関係営業施設（改正食品衛生法に基づくもの）　（令和８年３月 31 日現在）

区分	旧許可業種であった営業	販売業	製造・加工業	その他	合計
小計	375	981	610	149	2115

○新規・更新許可件数　（令和 7 年度）

区分			合計
	新規	更新	
旧食品衛生法関係	0	0	0
改正食品衛生法関係	493	0	493

○講習会・衛生教育実施状況　（令和 7 年度）

区分	食品営業者	給食施設従事者	消費者等	合計
実施回数	2	0	3	5
参加人数	122	0	79	201

○食中毒発生状況　（令和 7 年度）

発生年月日	患者数	原因		
		施設種類	食品名	物質
令和 7 年 7 月 11 日	3	飲食店	不明	カンピロバクター

○食品苦情受付状況　（令和 7 年度）

区分	有症苦情	異物混入（虫・金属等）	異味・異臭・腐敗・カビ	その他	合計
件数	19	10	5	20	54

○食品の収去検査状況　（令和 7 年度）

食品種類	検体数	違反件数	指導件数	違反率(%)	不適率(%)
そうざい	71	0	2	0	3
弁当類	7	0	1	0	14
魚介類及びその加工品	9	0	0	0	0
肉・卵類及びその加工品	7	0	0	0	0
乳及び乳製品等	0	0	0	0	0
乳類加工品	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0
めん類	6	0	0	0	0
野菜類及びその加工品	29	1	0	3	0
菓子類	14	0	0	0	0
清涼飲料水	0	0	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0
容器包装詰め加圧加熱殺菌食品	0	0	0	0	0
かん・びん詰め食品	0	0	0	0	0
冷凍食品	12	0	0	0	0
その他の食品	0	0	0	0	0
洗浄剤	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	155	1	3	1	2

（2）動物行政業務

令和元年６月、動物取扱業のさらなる適正化や動物の不適切な取り扱いへの対応強化などを目的に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、令和２年６月から段階的に施行されています。

これに伴い、福岡県では、新たに福岡県動物愛護推進計画（第３次）を策定しました。

これらを踏まえ、関係団体との連携を図りながら、「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく各種施策を展開していきます。

ア　狂犬病予防対策

狂犬病に関する危機管理対策の一環として、管内の市町村及び開業獣医師とともに「狂犬病発生時情報伝達訓練」を実施し、狂犬病発生時の各機関の役割及び情報伝達方法の確認を行っています。

その他、管内の市町村や開業獣医師と連携した犬の狂犬病予防集合注射や、係留されていない犬の捕獲を実施しています。特に係留されていない犬の捕獲業務については、「犬の合同捕獲等実施要領」に基づき早朝等捕獲を実施しています。

イ　動物愛護管理業務

動物取扱業者に対して、施設への監視指導等を行い、法改正の周知及び法の遵守徹底を図っています。また、犬や猫の引き取り及び負傷動物の収容業務、さらに、飼い主へ適正飼養の指導助言を行っています。

さらに所有者不明の猫対策として福岡県地域猫活動支援事業により、市町村へ補助金交付やサポーター派遣を行っています。また、市町村と共に認定地域の調査も実施しています。

放し飼い、フンの放置等飼い主の管理に起因する苦情の対策として、飼い主等への指導を実施するとともに動物の飼い方について啓発チラシの配布や市町村広報誌等へ掲載を行っています。

その他、福岡県動物愛護推進協議会北筑後支部において、県知事より委嘱された動物愛護推進員の活動を支援するとともに、動物愛護推進員と協力して犬の愛護教室の開催や適性飼養の啓発活動等を行っています。

狂犬病予防業務関係　（令和７年度）

区分	畜犬登録頭数	予防注射頭数	捕獲頭数	返還頭数	咬傷犬	被咬傷者
小 郡 市	3,437	1,701	3	2	5	3
うきは市	1,344	984	10	1	0	0
朝 倉 市	2,971	1,912	13	8	1	1
筑 前 町	2,129	1,347	5	5	0	0
大刀洗町	1,020	567	2	2	3	3
東 峰 村	92	64	0	0	0	0
計	10,933	6,575	33	18	9	7

動物愛護管理業務関係　（令和７年度）

区分	引き取り											
	引き取り頭数								返還頭数			
	犬				猫				犬		猫	
	成犬		子犬		成猫		子猫		成犬	子犬	成猫	子猫
	第1項	第3項	第1項	第3項	第1項	第3項	第1項	第3項				
小郡市	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
うきは市	1	2	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0
朝倉市	0	5	0	0	0	0	0	5	4	0	0	0
筑前町	0	4	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0
大刀洗町	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	16	0	1	0	0	0	7	14	0	0	0

区分	収容							
	負傷動物取扱頭数				返還頭数			
	犬		猫		犬		猫	
	成犬	子犬	成　猫	子　猫	成犬	子犬	成　猫	子 猫
小郡市	0	0	2	0	0	0	0	0
うきは市	0	0	1	0	0	0	0	0
朝倉市	1	0	1	0	1	0	0	0
筑前町	0	0	1	0	0	0	0	0
大刀洗町	0	0	0	0	0	0	0	0
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	5	0	1	0	0	0

＊第１項・・・動物の愛護及び管理に関する法律第３５条第１項に基づく所有者からの引き取り
＊第３項・・・動物の愛護及び管理に関する法律第３５条第３項に基づく拾得者等からの引き取り

動物取扱業関係（第一種）　（令和８年３月 31 日現在）

区分	販売	保管	貸出	訓練	展示	競り あっせん	譲受飼養	登録施設 数
小郡市	10	15	1	1	0	0	0	27
うきは市	23	11	0	0	1	1	0	36
朝倉市	30	17	1	2	1	0	0	51
筑前町	15	8	0	4	0	0	1	28
大刀洗町	10	5	1	0	1	0	0	17
東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0
計	88	56	3	7	3	1	1	159

動物愛護啓発事業活動実施状況　（令和７年度）

区分	犬のしつけ方教室	動物愛護教室	適正飼養推進キャンペーン
実施回数	0	0	7
参加人数等	0	0	1,885

（3）生活衛生業務

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館、興行場の生活衛生営業施設及び特定建築物等その他の関連施設に対し、衛生の確保・向上を図るために関係法令等に基づき、営業の許可、確認及び施設の監視指導を行っています。特に、公衆浴場や旅館(共同浴場)等におけるレジオネラ菌対策について重点的に監視指導しています。

生活衛生関係　（令和８年３月 31 日現在）

区分	興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		旅館	遊泳用プール	特定建築物	火葬場
		普通	その他			洗濯	取次所				
小郡市	0	0	4	48	109	9	37	5	3	9	1
うきは市	0	0	15	37	69	6	19	43	2	10	1
朝倉市	1	0	33	65	114	9	38	77	5	21	2
筑前町	0	0	3	25	42	5	7	4	1	3	0
大刀洗町	1	0	0	9	23	4	5	2	0	2	0
東峰村	0	0	1	3	3	0	0	7	0	0	0
計	2	0	56	187	360	33	106	138	11	45	4

（4）水道関係業務

水道法に基づく水道施設（専用水道、簡易専用水道）の確認申請、届出に係る業務を行っています。

また、安全な水を確保する観点から、上記水道施設の立入検査を行うとともに、福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領に基づき飲用井戸に係る指導や助言を行っています。

（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 25 年４月１日施行）により、水道法第４８条の２が改正され、専用水道及び簡易専用水道に係る事務権限が市へ移譲されました。）

水道関係施設数　（令和８年３月 31 日現在）

区分	筑前町	大刀洗町	東峰村	計
専用水道	10	0	0	10
簡易専用水道	4	5	1	10

2　感染症係

（1）感染症対策

交通手段の発達に伴う人・物の移動や開発等による環境の変化、社会様態の変容、人権尊重への要請などにより、これまでの伝染病予防法にかわって、平成 11 年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）が施行されました。

感染症法は、重症度や病原体の感染力により、一類感染症から五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の類型を加えた 8 分類に分けられ、各類型に応じた措置を講じるよう体系化されています。

ア　感染症の発生状況と対応

感染症発生届を受理した場合は、患者本人や家族等に対して感染症の原因究明やまん延防止のための調査を行うとともに、必要に応じ健康診断を実施しています。

また、住民や医療機関・各種施設等からの電話相談や来所者の相談に対応しています。

①　感染症発生状況（当所受理分）　（令和７年度）

疾患名		件数
二類感染症	結核（潜在性肺結核含む）	16
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	4
四類感染症	レジオネラ症	1
五類感染症	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	3
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2
	後天性免疫不全症候群（ＨＩＶ感染症を含む）	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	3
	水痘（入院例）	1
	梅毒	10
	百日咳	162
合計		203

②　感染症対応状況（社会福祉施設の集団発生に関する調査及び相談）　（令和７年度）

疾患名または症状	件数
新型コロナウイルス感染症	52
インフルエンザ	27
感染性胃腸炎	10
嘔吐下痢症	2
合計	91

③　行政検査

感染症法第１５条に基づき、①感染症の患者、②無症状病原体保有者、③疑似症患者、④感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者、に対して検査を行っています。

（令和７年度）

対象疾患		①	②	③	④
二類感染症	結核	1	0	0	0
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	5	8	0	0
五類感染症	麻しん	0	0	2	0
	風しん	0	0	2	0

④　感染症の診査に関する協議

一類・二類感染症発生時の当該患者への入院勧告や就業制限、三類感染症患者への就業制限に関することを協議するために、南筑後保健福祉環境事務所、筑紫保健福祉環境事務所、糸島保健福祉事務所を管轄する「北筑後保健所感染症の診査に関する協議会」を設置しています。

令和７年度は３回開催しました。

⑤　感染症発生動向調査

感染症法の届出に基づく一類感染症から五類感染症全ての感染症の発生状況について、一元的な情報収集、分析、提供・公開体制を構築するために感染症発生動向調査事業を行うとともに、市町村等の担当課へ発生状況の情報を提供しています。

また、管内の病原体定点医療機関等の協力を得た上で、病原体分離等の検査情報収集のための検体検査を行い、検査結果について各関係機関に還元しています。

⑥　感染症の病原体に汚染された場所の消毒

大雨等の水害により感染症の発生及びまん延の恐れある場合は、感染症法に基づく消毒指示を行っています。

⑦　感染症の啓発・正しい知識の普及

感染症発生の予防及びまん延防止のために、各種感染症に関する情報の提供・指導・支援を行っています。

日　時	内　容	対象者
令和7年 12月4日	・情報提供「管内の高齢者結核について」 ・情報提供「社会福祉施設での感染症集団発生報告について」 ・講　　話「高齢者施設での感染対策について～『持ち込まない』ための感染対策4本柱～」	高齢者入所施設職員
令和7年 10月17日 10月30日	＜感染症Topics＞麻しん・結核 ・情報提供「感染症発生動向調査及び発生届について」	医療機関、施設等

イ　新型インフルエンザ等対策

病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新興感染症については、国民の生命健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、平成25年4月「新型インフルエンザ等対策措置法」が施行され、同年6月に政府の新型インフルエンザ等対策行動計画が策定されたことを受け、本県においても同年9月に福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。

また、令和2年から3年半余り続いた新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国は令和6年7月2日付けで新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、本県も令和7年3月25日付けで福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画を改定したところです。今後は、本県の計画を推進していくこととしています。

①　地域新型インフルエンザ等対策連絡会議

新型インフルエンザ等の発生段階や地域の実情に応じた対策を円滑に実施することを目的に、管内の市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、消防機関等の関係機関による会議を開催しています。

本会議は、平成22年度から平成26年度まで、当所が主催となり久留米保健医療圏及び朝倉保健医療圏において開催していましたが、平成27年度からは、久留米市保健所の管轄する久留米保健医療圏においては久留米市が主催となり開催し、朝倉保健医療圏（朝倉医師会、小郡三井医師会、浮羽医師会）については、北筑後保健所運営協議会地域救急医療部会の一環として地域新型インフルエンザ等対策連絡会議と位置づけし、当所が主催で開催しています。

また、令和2年度から令和4年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により未開催となりましたが、令和5年度から再開し、令和6年度には、連絡会議の位置づけを明確化するために、地域救急医療部会の要領を改正しました。令和7年度には、地域救急医療部会で「北筑後地域新型インフルエンザ等対策設置要綱」が承認・施行され、感染症に特化した連絡会議を開催しました。

日　時	内　　容
令和7年 8月27日 18:00～	地域救急医療部会 ○説明 ・北筑後地域新型インフルエンザ等対策連絡会議について ○情報提供 ・福岡県新型インフルエンザ等行動計画について
令和7年 11月20日 19:00～	北筑後地域新型インフルエンザ等対策連絡会議 ○報告事項 ・福岡県新型インフルエンザ等行動計画について ・改正感染法に基づく医療措置協定について ・新型インフルエンザ等対策にかかる訓練について ○協議事項 ・市町村新型インフルエンザ等対策行動計画変更作業の進捗状況及び課題等について

② 新型インフルエンザ等対策実地訓練

新型インフルエンザ等新興感染症の患者（疑い含む）が管内で発生した場合、当所と管内の各関係機関における相互の連絡方法、情報伝達及び患者の移送等が適切に行えるよう実地訓練を行い、管内における感染症対策の向上を図ることを目的に開催しています。

日　時	内　　容	対象者
令和7年 10月17日	新興感染症発生時想定訓練（主催者：朝倉医師会病院） １感染症トピックス （１）北筑後保健福祉環境事務所 感染症発生動向調査及び発生届について（結核・麻しん） （２）朝倉医師会病院 医療機関・高齢者施設における空気感染予防策 ２個人防護服着脱訓練 ボディスーツ型のPPE着脱	朝倉医師会病院、他医療機関、施設等　52人 甘木・朝倉消防本部　5人 保健所　2人
令和7年 10月31日	新興感染症発生時想定訓練（主催者：朝倉医師会病院） １感染症トピックス （１）北筑後保健福祉環境事務所 感染症発生動向調査及び発生届について（結核・麻しん） （２）朝倉医師会病院 医療機関・高齢者施設における空気感染予防策 ２個人防護服着脱訓練 ボディスーツ型のPPE着脱（ビデオ視聴）	朝倉医師会病院、他医療機関、施設等　54人（WEB参加含む） 保健所　2人
令和8年 3月5日	新興感染症の発生を想定した実地訓練（主催者：嶋田病院、保健所） １保健所における受診調整 ２患者搬送シミュレーション ３患者の受け入れシミュレーション	嶋田病院、他医療機関　11人 保健所　5人
令和8年 3月18日	新興感染症の発生を想定した実地訓練（主催者：嶋田病院） ・実地訓練の内容を視聴、関係機関に説明	嶋田病院、他医療機関　35人 保健所　1人

③ 情報伝達、サーベイランス

福岡県感染症発生動向調査（週報）を、市町村等の関係機関へ提供しています。

ウ　健康危機対処計画（感染症編Ver.1）における関連業務について

新型コロナウイルス感染症対応における課題を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及び感染拡大に備えるため、令和4年12月に感染症法及び地域保健法が改正され、感染症法に基づく感染症予防計画において、新たに保健所体制についての項目を設けることが規定されました。

また、地域保健法の改正に伴い、令和5年3月に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が改正され、保健所において令和5年度末までに「健康危機対処計画」を策定することが示されました。

当所では令和6年3月に、感染症危機発生時における速やかな有事体制への移行（発生段階に応じた増員等）や組織体制についてあらかじめ取り決め、有事の際に対応するための健康危機対処計画（感染症編Ver.1）を策定しました。

令和6年度の取り組み状況

実施時期	項　目	備　考
令和6年 4月	当所の健康危機対処計画（感染症編）を関係機関に配付	令和5年度新型インフルエンザ等対策連絡会議にて関係機関に趣旨説明を行い、令和6年度当初に完成版を配布
令和6年 7月～8月	当所職員対象に健康危機対処計画について説明	職場の所属研修を活用
令和6年度	新興感染症危機発生時の共通対応業務マニュアルの作成	県域保健所感染症対策主幹で分担作成
令和6年 12月	積極的疫学調査の研修・実地訓練	当所職員の新型コロナ対応未経験者、市町村保健師を対象に実施
令和7年 3月	公用車車両の養生及び消毒実施 車椅子アイソレータ移送訓練	感染症係で実施

※関係機関との新型インフルエンザ等対策実地訓練や、高齢者施設対象の感染対策研修会等は、別途記載しています。

令和７年度の取り組み状況

実施時期	項　目	備　考
令和７年 7月～8月	当所職員対象に健康危機対処計画について説明	職場の所属研修を活用
令和７年11月13日	発熱外来用エアテント設営訓練	当所本庁舎職員を対象に実施
令和７年12月8日	PPE着脱・患者移送・公用車消毒の訓練	当所感染症係員を対象に実施
令和８年2月19日	個人防護具着脱訓練	当所本庁舎職員を対象に実施

エ　改正感染症法に基づく医療措置協定業務

令和4年12月に感染症法が改正され、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、感染症発生・まん延時に、迅速かつ的確に医療提供体制を確保するため、平時から都道府県と医療機関とで医療機関の分担・確保に係る医療措置協定（※）を締結することが法定化されました（令和6年4月施行）。

令和5年度に本県が策定した福岡県感染症予防計画（第5版）に、令和4年12月（第8波）の実績を参考に、医療措置協定締結を医療機関数や病床数の目標値を掲げています。

当所では、二類相当時の新型コロナウイルス感染症患者の実績対応のある医療提供体制を目指し、管内の医師会や医療機関に打診や調整を行いました。

（※）医療措置協定項目：病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣

管内における医療措置協定の締結状況（令和8年5月現在の県ホームページ公開情報）は、管内150医療機関のうち98医療機関が医療措置協定項目のいずれかの協定を締結しています。

参考）管内における新型コロナウイルス感染症対応実績医療機関は99医療機関（令和4年12月時点）

オ　高病原性鳥インフルエンザ対策

ヒトが鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１、Ｈ７Ｎ９）に感染した時は、感染症法の二類感染症に指定されており、入院措置等の措置を行う必要があります。家きん農場における鳥インフルエンザ対策については、県農林水産部が主催する訓練に参加するなど、管轄の農林事務所や家畜保健衛生所と連携を図っています。

令和7年度は、11月25日、12月9日に、高病原性鳥インフルエンザ対策に係る所内研修を実施し、所内体制や発生状況、健康調査班業務の確認を行いました。

カ　エイズ・性感染症対策

①　啓発普及活動事業

厚生労働省は、平成 18 年以降、毎年 6 月 1 日から 7 日までの 1 週間を HIV 検査普及週間とし、国連は、毎年 12 月 1 日を世界エイズデーとして、啓発普及活動を実施しています。当所は、定期の検査・相談に加え、さらに利用者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進するために、土日や夜間のエイズ相談検査の窓口を開設しています。

また、エイズ・性感染症に関する知識の浸透を図るため、HIV 検査普及週間や世界エイズデー等の機会を捉え、広報活動を行っています。

令和７年度は、HIV 検査普及週間、世界エイズデーにおいて、臨時検査や広報活動を実施しました。

○　HIV 検査普及週間における臨時検査・相談　（令和７年度）

場　所	実施日	受付時間	内　容
朝倉総合庁舎	令和7年6月1日（日）	9:30～11:30	HIV・梅毒迅速検査

○　世界エイズデーにおける夜間エイズ検査・相談　（令和７年度）

場　所	実施日	受付時間	内　容
朝倉総合庁舎	令和7年11月28日（金）	17:00～19:00	HIV・梅毒迅速検査

○　広報活動の実施状況　（令和６年度）

実施時期	実 施 内 容
令和7年5月22日～6月9日	朝倉総合庁舎及び久留米分庁舎ロビーでの啓発コーナー設置
令和7年11月～12月	市町村、専門学校、自動車学校、商業施設、甘木鉄道の駅構内へのポスター掲示、リーフレット等の配布
令和7年11月18日～12月9日	朝倉総合庁舎及び久留米分庁舎ロビーでの啓発コーナー設置 朝倉総合庁舎内のモニターへの掲示
通　年	当所ホームページ及び「HIV検査・相談マップ」、「API-Netエイズ予防情報ネット」サイトへの掲載

②　検査、相談事業

朝倉総合庁舎では毎週月曜日、久留米分庁舎では第3火曜日に実施しています。

○　エイズ相談及び HIV 抗体検査件数（令和７年度）

相　　談	検　　査
66	58

※迅速検査の導入（久留米分庁舎 H18 年 6 月～・朝倉本庁舎 H30 年 10 月～）

○　性感染症検査件数　（令和７年度）

梅毒検査	性器クラミジア	淋菌検査
59	32	32

（2）結核対策

保健所は地域における結核対策の中核的な拠点として、定期検診や予防接種の実施状況の把握、結核患者の早期発見やＤＯＴＳ（直接服薬確認療法）の推進を行い、また、保健指導・管理検診などの患者管理の実施、接触者健診の実施など、発生届出から登録削除するまでの個別支援を行っています。

平成 28 年 11 月、結核に関する特定感染症予防指針の一部が改正され、令和元年（2020 年）までに罹患率 10 以下、ＤＯＴＳ実施率 95%以上という目標が掲げられ、患者中心のＤＯＴＳの推進、病原体サーベイランスの推進、低まん延国化に向けた体制の検討を柱とした対策を進めるとされてきました。保健所は地域ＤＯＴＳの拠点として、家庭訪問等での地域ＤＯＴＳの実施及び関係機関との連絡調整を行うとされています。

当所においては、治療完遂の支援のため、家庭訪問等の個別支援の他に、所内ＤＯＴＳカンファレンスを随時実施しています。また、コホート検討会を開催し、地域の課題抽出や、結核管理の充実を図り、結核患者の確実な治癒を目指した服薬支援や二次感染防止対策等に取り組んでいます。

令和 6 年の全国結核罹患率は 8.1%となり結核低まん延国の水準を達成しましたが、今後は新規患者の多くを占める高齢者と外国出生者への支援を充実させていく必要があります。

ア　管内結核患者状況

①　管内結核登録者年次推移

区　分	年	人　　口 （各年10月1日現在）	結核登録者		新登録結核患者	
			登録者数	登録率	登録者数	罹患率
全　　国	R2	126,227,000	31,551	24.9	12,739	10.1
	R3	125,502,000	27,754	22.1	11,519	9.2
	R4	124,946,789	24,555	19.7	10,235	8.2
	R5	124,351,877	22,426	18.0	10,096	8.1
	R6	123,801,750	21,621	17.5	10,051	8.1
福　岡　県	R2	5,108,038	1,298	25.4	512	10.0
	R3	5,123,748	1,214	23.7	535	10.4
	R4	5,116,046	1,096	21.4	437	8.5
	R5	5,102,730	1,022	20.0	429	8.4
	R6	5,091,862	1,011	19.86	501	9.8
管　　内	R2	181,940	66	36.2	22	12.1
	R3	183,912	52	28.3	27	14.7
	R4	183,349	45	24.5	12	6.5
	R5	182,483	53	29.0	24	13.2
	R6	181,722	46	23.7	14	7.7
うきは市	R2	27,474	14	50.9	4	14.5
	R3	27,576	7	25.4	2	7.3
	R4	27,276	3	11.0	0	0.0
	R5	26,875	4	14.9	4	14.9
	R6	27,457	7	25.5	4	14.6
小郡市	R2	58,322	29	49.7	13	22.2
	R3	59,422	25	42.1	9	15.1
	R4	59,663	21	35.2	4	6.7
	R5	59,439	26	43.7	9	15.1
	R6	59,442	16	26.9	1	1.68

朝倉市	R2	49,254	15	30.4	4	8.1
	R3	49,661	11	22.2	9	18.1
	R4	49,042	10	20.4	5	10.2
	R5	48,598	14	28.8	7	14.4
	R6	50,129	15	29.9	4	7.99
筑前町	R2	29,608	5	16.8	1	3.3
	R3	29,764	3	10.1	2	6.7
	R4	29,839	4	13.4	2	6.7
	R5	30,041	3	10.0	1	3.3
	R6	30,759	5	16.3	4	13.0
大刀洗町	R2	15,387	3	19.4	0	0.0
	R3	15,626	6	38.4	5	32.0
	R4	15,717	7	44.5	1	6.4
	R5	15,810	6	38.0	3	19.0
	R6	16,033	3	18.7	1	6.24
東峰村	R2	1,895	0	0.0	0	0.0
	R3	1,863	0	0.0	0	0.0
	R4	1,812	0	0.0	0	0.0
	R5	1,720	0	0.0	0	0.0
	R6	1,775	0	0.0	0	0.0

＊出典：福岡県の結核（保健医療介護部作成）

＊登録率、罹患率については、人口 10 万人対

② 新登録結核患者数（年代別） （令和 7 年度）

区　分	総　数	0～19 歳	20～59歳	60～69歳	70歳以上
うきは市	2	0	0	0	2
小郡市	5	0	1	1	3
朝倉市	5	0	0	0	5
筑前町	0	0	0	0	0
大刀洗町	4	0	0	1	3
東峰村	0	0	0	0	0
合　計	16	0	1	2	13

＊潜在性結核感染症は含まず。

③ 新登録結核患者数 （令和 7 年度）

区　分	総　数	塗抹陽性	その他の結核菌陽性	菌陰性	肺外結核
うきは市	2	1	0	0	1
小郡市	5	2	1	1	1
朝倉市	5	1	3	0	1
筑前町	0	0	0	0	0
大刀洗町	4	1	1	0	2
東峰村	0	0	0	0	0
合　計	16	5	5	1	5

＊塗抹陽性とは、喀痰検査による結核菌が陽性のもの

イ　定期健康診断、接触者の健康診断

当所では、事業所の長、学校の長、施設の長、市町村長に対して、感染症法に基づき実施が義務付けられている結核定期健康診断の実施状況の把握を行っています。結核患者との接触者（患者家族、その他接触者）については、結核患者の早期発見、感染源及び感染経路の探求を目的に接触者の健康診断を実施しています。なお、他の健康診断により感染・発病の有無を把握できる者は、その結果把握に努めています。

結核接触者健康診断受診者数（延べ数）　（令和７年度）

内　訳	患者家族	接触者
胸部X線検査のみ	5	14
ツベルクリン反応検査のみ	0	0
ツベルクリン反応検査＋胸部エックス線検査	0	0
ツベルクリン反応検査＋ＩＧＲＡ検査＋胸部エックス線検査	0	0
ＩＧＲＡ検査のみ	30	258
ＩＧＲＡ検査＋胸部X線検査	1	1
小　計	36	273
他機関での受診	1	1
合　計	37	274

ウ　管理検診、定期病状調査

治療を終えた結核患者の健康状態を経過観察するため、当所では管理検診及びかかりつけ医療機関に対する病状調査を行っています。管理検診未受診者に対しては家庭訪問等を行い、受診勧奨を行っています。

管理検診、定期病状調査　（令和７年度）

管理検診対象者延べ数		40
管理検診受診者数　(延べ人数)		39
(内訳)	保健所での管理検診	15
	医療機関受診	24
未確認者		1

＊平成23年4月から、6カ月毎の病状把握実施

エ　訪問指導等

結核患者届出を受けると、速やかに患者や家族を訪問し、結核の知識や服薬管理等の保健指導や DOTS、医療費公費負担制度、接触者健診等の説明を行っています。また、患者家族等の接触者に対しては、健康診断の受診勧告等を行うなど、発病予防、新たな結核患者の早期発見に努めています。

結核患者等への家庭訪問及び相談件数　（令和７年度）

電話相談	来所相談		訪問指導	
延人数	延人数	(再掲) DOTS	延人数	(再掲) DOTS
360	36	17	252	193

＊DOTS：結核患者に対して、家庭訪問等で直接に服薬を確認する療法

オ　結核の診査に関する専門部会

北筑後保健所感染症の診査に関する協議会の下に、北筑後保健所結核の診査に関する専門部会を設置しています。感染症法第１８条に基づく就業制限、同法２０条の入院勧告の要否及び同法１９条の応急入院勧告の報告や同法３７条の２の公費負担申請内容について審議する専門部会を月２回開催しています。

結核の診査に関する専門部会への諮問件数　（令和７年度）

診査区分	諮問件数	答申件数		
		承認	不承認	保留
法第１８条（就業制限の通知）	11	11	0	0
法第２０条（入院勧告）	29	29	0	0
法第３７条の２（公費負担申請）	40	40	0	0
合　計	80	80	0	0

＊法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

カ　結核等事例検討会

塗抹陽性患者の接触者等の健康診断の対象者の選定、健診計画について検討しています。令和７年度の事例検討件数は、21 件でした。

キ　ＤＯＴＳ（直接服薬確認療法）事業

「ＤＯＴＳ事業実施要領」に基づき、結核患者に対し、家庭訪問等で服薬確認支援を行っています。

① 所内ＤＯＴＳ（直接服薬確認療法）カンファレンス

ＤＯＴＳ事業は、登録時喀痰塗抹陽性者、その他服薬中断の恐れのある患者等を対象とされていたが、「結核に関するＤＯＴＳ（直接服薬確認療法）」の一部改正（平成 23 年 10 月 12 日）され、全結核患者を対象とすることに変更されています。

当所では、結核等事例検討会のメンバーで服薬支援のためのアセスメントを行い、具体的な支援方法を決定しています。令和７年度は、延 21 件について検討を行いました。

② 結核専門機関とのＤＯＴＳ（直接服薬確認療法）カンファレンス

入院中及び退院後の患者への服薬支援を円滑に行うため、個別の退院前ＤＯＴＳカンファレンスに参加し、主治医や病棟スタッフとの情報交換を行っています。

③ コホート検討会の実施

地域ＤＯＴＳ体制の強化を図るため、ＤＯＴＳ対象者全員の治療成績の評価と地域の結核対策に関する課題の検討を行っています。

日　時	内　容	参加者
令和７年 10 月 28 日	外国出生結核患者の受診遅れについて	保健監、保健衛生課長、感染症係長、結核担当職員４名
令和８年 ２月 25 日	統計結果からの結核の発生状況と当所管内における地域課題、対策に関する検討	結核の診査に関する専門部会委員３名、保健衛生課長、感染症係長、結核担当保健師４名

ク　学校結核対策委員会

平成 15 年度から小中学校におけるツベルクリン反応検査及びＢＣＧ再接種を廃止し、問診を中心とした内科検診へ転換しました。また、学校単位ではなく地域と連携した結核対策をとる必要から、市または地区単位で学校結核対策委員会が設置されており、平成 24 年３月に文部科学省が作成した「学校における結核対策マニュアル」により、精密検査対象児童生徒の管理方針の検討が行われています。

ケ　結核啓発活動

全国及び本県においては、新登録結核患者のうち、高齢者の占める割合（令和 6 年 65 歳以上の割合：全国 64.4%、本県 62.9%）が高く、高齢化が影響しています。また、当所においても、令和 7 年の新登録結核患者（潜在性結核感染症を除く）は 16 人で、そのうち 65 歳以上の割合は 93.7%（15 人）と全国及び本県と比べて非常に高い状況です。

令和 7 年度は、高齢者施設の職員に対し、結核の正しい知識と管内の結核の現状を伝え、結核の早期発見、施設内ＤＯＴＳにつなげる目的で研修会を実施しました。

開催日：令和 7 年 12 月 4 日
内　容：講話「管内の高齢者結核について」
対象者：高齢者入所施設職員
（介護老人保健施設、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、
介護付き有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、グループホーム、）

また、令和 7 年の新登録結核患者のうち外国出生結核患者の割合は 6.25%（1 人）で、令和 6 年の割合（35.7%）よりも減少したものの、管内の在留外国人は増加傾向にあり、外国出生結核患者は今後も増加することが予測されます。

この状況を受け、当所では、令和 6 年度から「結核対策特別促進事業」の一環として、外国出生者の発病予防と治療完遂のために、技能実習生等の監理団体や日本語学校の学生に対して外国出生者の実態を把握するための調査を実施しました。この調査結果を踏まえ、令和 7 年度は、6 か国語に翻訳した外国人向けリーフレットと、外国人と関わる人向けリーフレットを作成し、各関係機関に配布しました。

コ　結核指定医療機関

結核患者の医療を担当する病院、診療所、薬局を指定しています。

（令和 7 年度）

新規申請件数	変更件数	辞退件数
6	4	8

（3）予防接種事業

予防接種法に基づく定期予防接種の円滑な実施のため、各関係機関と連携を図りながら、管内市町村等への情報提供、相談等を行うとともに、管内市町村から報告された定期予防接種の間違い報告を、県がん感染症疾病対策課に進達し、予防接種の適正な実施の推進に努めています。

また、管内市町村が設置する予防接種健康被害事故調査委員会の委員として、保健所長が出席しています。

定期予防接種間違い報告件数　（令和 7 年度）

対象者の誤認	重複接種	年齢対象外への接種	回数・接種量・種類の誤り	合　計
1	5	1	1	8

予防接種健康被害事故調査委員会開催回数

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
4	3	5	1

社会福祉課

1　高齢者福祉

高齢者人口の増加や核家族化の進行等、社会環境の変化に伴い、高齢者の介護を社会全体で支えるために平成12年4月から介護保険法が施行されました。この介護保険制度の適切な推進を図るとともに、高齢者福祉の増進のため、市町村その他関係機関への情報の提供や必要な支援等を行っています。

また、老人福祉法に基づく届出の受付や軽費老人ホームを設置する社会福祉法人の事業費補助金交付（変更）申請等に係る審査事務、「福岡県ねんりんスポーツ・文化祭」や「老人の日記念品等贈呈事業」に係る業務協力を行うほか、市町村が実施する地域ケア会議や養護老人ホーム入所判定会議に参加しています。

高齢者福祉・保健施設設置状況　（令和8年3月31日現在）

施設種別	施　設　名	定員	所　在　地	電話番号
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）21施設 ※地域密着型介護老人福祉施設 1施設 計22施設	三沢長生園	70	小郡市三沢花聳881-1	0942-75-0347
	ユニット型三沢長生園	30	小郡市三沢花聳881-1	0942-75-0347
	青寿苑	50	小郡市井上531	0942-72-8121
	青寿苑ユニット型	30	小郡市井上531	0942-72-8121
	※　弥生の里	29	小郡市山隈字弥八郎273-1	0942-41-2181
	水月吉井	50	うきは市吉井町新治字水月176-1	0943-76-5366
	えびね荘	50	うきは市浮羽町古川707-3	0943-77-7610
	ひじり園うきは	50	うきは市吉井町富永1744-1	0943-76-9222
	いしずえ荘	100	朝倉市三奈木2466-1	0946-21-3200
	甘木愛光園	50	朝倉市山見字堂園429	0946-25-1558
	日迎の園	50	朝倉市杷木志波92-1	0946-62-0007
	きらく荘	50	朝倉市城859	0946-21-1833
	夢花館	50	朝倉市城859	0946-23-8061
	朝老園	120	朝倉郡筑前町朝日586	092-926-1171
	朝倉苑	50	朝倉郡筑前町原地蔵2226-3	0946-22-2881
	美和の里	30	朝倉郡筑前町原地蔵2227-5	0946-24-8002
	朝老園ひさみつ	30	朝倉郡筑前町久光1380-1	0946-21-5050
	清和園	50	朝倉郡東峰村小石原708-13	0946-74-2453
	宝珠の郷	50	朝倉郡東峰村福井942-1	0946-72-9811
	聖母園	50	三井郡大刀洗町大字今491	0942-77-0084
	大刀洗幸生苑	50	三井郡大刀洗町高樋1245-1	0942-77-0877
	大刀洗昌普久苑	50	三井郡大刀洗町本郷3279	0942-77-6560
老人保健施設（介護老人保健施設）9施設	しらさぎ苑	100	小郡市三沢字花聳851-1	0942-75-7291
	弥生園	100	小郡市山隈字弥八郎273-8	0942-41-2888
	うきは	100	うきは市浮羽町古川1053-8	0943-77-8282
	ラ・パス	100	朝倉市菩提寺183-53	0946-23-1322
	アルファ俊聖	70	朝倉市甘木199-1	0946-22-5551
	アスピア	100	朝倉市三奈木2420	0946-23-2200
	城山荘	100	朝倉郡筑前町大久保501	0946-22-1051
	サンビレッヂ朝日ヶ丘	80	朝倉郡筑前町朝日568	092-927-1621
	ふじ	78	朝倉郡筑前町山隈842-1	0946-22-2561
養護老人ホーム 3施設	小郡池月苑	60	小郡市八坂29-1	0942-72-2200
	うきは	45	うきは市吉井町福永字嶋72-1	0943-75-2340
	聖母園	40	三井郡大刀洗町大字今491	0942-77-0085

軽費老人ホーム（ケアハウス） 6施設	ケアハウス青寿苑	20	小郡市井上 531	0942-72-8121
	ケアハウス小郡	50	小郡市三沢字北立石 5432-1	0942-75-5311
	ケアハウスえびね	15	うきは市浮羽町古川 707-3	0943-77-7610
	ケアハウス雅	30	朝倉市甘木 2427-1	0946-23-1511
	ケアハウス太刀洗	50	朝倉郡筑前町高田 2315-1	0946-23-2421
	菊水苑	50	朝倉郡筑前町高田 2311	0946-22-9743

2　介護保険

介護保険法に基づき、居宅介護サービス事業者及び介護保険施設に係る指定・変更等に関する事務や、6年ごとの更新に係る事務を行っています。

指定状況及び申請・届出件数　（令和7年度）

	令和7年度末現在事業者 ・ 施設数	申請・届出件数				
		指定	更新	廃止	休止	変更
訪問介護	31	3	7	1	0	204
訪問入浴介護	1	0	1	0	0	
訪問看護	26	3	4	1	0	
通所介護	46	2	13	0	0	
訪問リハビリテーション	2	0	0	0	0	
通所リハビリテーション	14	0	0	0	0	
短期入所生活介護	23	0	17	0	0	
短期入所療養介護	2	0	0	0	0	
特定施設入居者生活介護	3	0	0	0	0	
福祉用具貸与	10	1	3	0	0	
福祉用具販売	10	1	2	0	0	
(居宅サービス事業計)	168	10	47	2	0	
介護老人福祉施設	21	0	18	0	0	80
介護老人保健施設	9	0	8	0	0	50
(介護保険施設サービス計)	30	0	26	0	0	130
合計	198	10	73	2	0	334

※（介護保険法のみの届出。老人福祉法の届出含まず。）

3　障がい者福祉

身体障がい者及び知的障がい者に対する福祉制度は、平成15年4月1日から、行政が福祉サービスの内容と提供機関を決定する「措置制度」に代わり、障がい者の自己決定を尊重し、障がい者自身がサービスを選択し、事業者との契約によりサービスを利用する「支援費制度」が導入されました。

さらに、平成18年4月1日に施行された障害者自立支援法では、精神を加えて三つの障がいを一元化し、障がいの種類（身体障がい・知的障がい・精神障がい）に関わらず共通の福祉サービスを提供する制度として再編されました。

「支援費制度」では利用者の所得に応じた応能負担の仕組みとなっていたが、障害者自立支援法では定率（原則1割）を負担する仕組みに見直され、サービス体系については、「支援費制度」の居宅系サービスと施設系サービスが、日中活動系サービスと居住系サービスに整理されました。

令和7年10月から就労選択支援が創設されました。

なお、障害者自立支援法については、地域社会における共生の実現に向け、平成24年6月に制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に「難病の者等」が追加され、法の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されました。（平成25年4月1日施行）

（1）障害福祉サービス事業所の指定及び変更

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設に係る指定・変更等に関する事務や、6年ごとの更新に係る事務を行っています。

指定状況及び申請・届出件数　（令和7年度）

	令和7度末現在 事業者・施設数	令和7年度申請・届出受付件数				
		指定	更新	廃止	休止	変更
居宅介護	15	3	1	6	0	319
重度訪問介護	12	2	1	6	0	
同行援護	9	0	1	0	0	
行動援護	0	0	0	0	0	
療養介護	1	0	0	0	0	
生活介護	24	0	3	1	0	
短期入所	22	3	3	4	0	
施設入所支援	8	0	0	0	0	
自立訓練（生活訓練）	1	0	0	0	0	
就労移行支援	2	0	1	0	0	
就労継続支援A型	11	0	0	2	0	
就労継続支援B型	34	0	5	0	0	
就労定着支援	3	0	1	0	0	
共同生活援助	25	4	4	3	0	
自立生活援助	1	0	0	0	0	
就労選択支援	2	2	0	0	0	
合計	170	14	20	22	0	319

（2）支給事務

ア　特別障害者手当等の支給（管内の郡部を所管）

① 特別障害者手当（令和7年度手当額：月額29,590円）

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者に支給しています。

② 障害児福祉手当（令和7年度手当額：月額16,100円）

日常生活において、常時の介護を必要とする在宅の障害児に支給しています。

特別障害者手当等の支給状況　（令和7年度）

	延受給者数（人）				支給額（円）
	筑前町	東峰村	大刀洗町	計	
特別障害者手当	22	1	9	32	10,196,140
障害児福祉手当	24	1	10	35	6,011,670
計	46	2	19	67	16,207,810

イ　腎臓疾患患者福祉給付金の支給

身体障害者手帳の交付を受けている者で就労等の理由により、夜間に一カ月5回以上の人工透析による治療（夜間の人工透析とは、人工透析の治療開始時が原則として午後5時以降になることをいう。）を受けている腎臓疾患患者に対し、通院に伴う交通費の一部を助成しています。

腎臓疾患患者福祉給付金の支給状況　（令和7年度　単位：人）

	久留米市	うきは市	小郡市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村	計
前期	4	0	1	4	3	0	0	12
後期	4	0	0	3	3	0	0	10

※給付額：月額2,000円、給付延月数：前期66カ月、後期58カ月

（3）障害者自立支援給付支給事務等市町村指導

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２条第２項及び地方自治法第２４５条の４第１項の規定に基づき、管内市町村に対して自立支援給付支給事務等に関する指導を行っています。※「福岡県自立支援給付支給事務等市町村指導実施要領」により、２年に１回以上実施。

令和７年度実施市町村：朝倉市、大刀洗町、東峰村

（4）「ふくおか・まごころ駐車場」利用証の交付

福岡県では、障がいのある方や高齢者の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場に駐車し、安全かつ安心して施設を利用できるよう支援するため、平成24年２月から「ふくおか・まごころ駐車場」制度を開始します。

当事務所では朝倉本庁舎と久留米分庁舎で対象者からの申請を受け付け、利用証を交付しています。

【利用証の交付状況】　（令和７年度）

	朝倉本庁舎	久留米分庁舎	合　計
件　数	375	1,195	1,570

4　女性及び母子・父子・寡婦福祉

女性、母子父子寡婦福祉に関する相談・援助及び母子父子寡婦福祉資金の貸付、償還に関する事務を行っています。当事務所では、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、大刀洗町及び東峰村を担当しています。

（1）女性相談

家庭間の問題・離婚・養育問題・借金等、様々な問題を抱える女性からの相談に応じ、自立のために必要な支援を行っています。 近年、家庭内の諸問題や、取り巻く環境が複雑化し、多種多様な相談内容になっています。

相談受付状況（経路別）　（令和７年度）

相談経路	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の女性相談支援センター	他の女性相談支援員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	縁故者・知人	その他	計
新規	24	11	0	0	0	―	―	8	2	0	0	2	0	47
再来	18	10	0	1	0	0	0	31	12	5	0	0	0	77

（2）母子父子寡婦福祉相談・支援

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し、経済的自立とその子どもの健やかな成長及び育成を図るため、生活相談や母子父子寡婦福祉資金の貸付相談等に応じ、自立に必要な支援を行っています。

相談受付状況（内容別）

相談内容	生活一般								小計	児童					小計
	住宅	医療	家庭紛争		就労	養育費	借金	その他		養育	教育	非行	虐待	その他	
			配偶者等の暴力	その他											
件数	2	0	24	1	8	0	2	2	39	0	0	0	2	4	6

（上表に続く）　（令和７年度）

経済的支援・生活援護											小計	その他						小計	合計
母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金		公的年金	児童扶養手当	生活保護	税	その他		売店設置	たばこ販売	母子世帯・父子世帯向け	母子福祉施設の利用	母子生活支援施設			
貸付	償還	貸付	償還	貸付	償還														
23	72	4	0	3	2	0	1	0	0	0	105	0	0	0	0	3	3	153	

※件数は実件数

（３）母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭の母や父子家庭の父並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図るとともに、その子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付けを行っています。

母子父子寡婦福祉資金の新規貸付件数　（令和７年度）

	うきは市	小郡市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村	計
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	0	1	0	0	0	0	1
就学支度資金	0	1	1	0	0	0	2
修業資金	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0
特例児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0
計	0	2	1	0	0	0	3

償還状況（償還率）　（令和７年度　単位：％）

	県北筑後※	うきは市	小郡市	朝倉市
母子福祉資金	40.4	100.0	70.2	35.7
父子福祉資金	－	－	－	－
寡婦福祉資金	53.9	－	－	－

※　県北筑後：２町１村（筑前町、大刀洗町、東峰村）

5　児童福祉

（1）児童福祉週間啓発事業

「児童福祉週間」（毎年 5 月 5 日の「子どもの日」から 1 週間）において、児童福祉の理念の一層の周知と児童を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図ることを目的として、啓発活動を行っています。

（2）保育所業務

管内には、認可保育所が 53 か所、届出保育施設が 25 か所設置されています。認可保育所の内訳は、公立 19 施設、私立 34 施設（社会福祉法人 30、株式会社 2、宗教法人 1、一般社団法人 1）です。

児童の健やかな成長及び発達並びにその自立を図るため、関係機関と緊密な連携を図りながら、保育所の適正な運営、施設の充実、入所児童の適切な処遇が行われるよう指導しています。

認可保育所の設置状況　（令和 8 年 3 月 31 日現在）

		うきは市	小郡市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村	計
公立	施設数	5	3	9	1	0	1	19
	定　員	385	220	565	150	0	45	1,365
私立	施設数	3	11	6	6	7	1	34
	定　員	385	895	935	600	630	20	3,465
計	施設数	8	14	15	7	7	2	53
	定　員	770	1,115	1,500	750	630	65	4,830

届出保育施設の設置状況　（令和 8 年 3 月 31 日現在）

市町村名	うきは市	小郡市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村	計
施 設 数	4	5	9	5	2	0	25

（3）児童扶養手当遺棄証明

「児童扶養手当遺棄の認定基準」に基づき、児童扶養手当の支給事由の一つである「遺棄」の証明を行っています。

6　社会福祉法人に対する各種証明書の交付

社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するための不動産（土地・建物）の所有権の取得登記や賃借権の設定・移転登記について、登録免許税や不動産取得税の非課税措置を受けるために必要な証明書等の交付を行っています。

検査課

当検査課の管轄は、北筑後保健福祉環境事務所及び南筑後保健福祉環境事務所であり、業務内容は次のとおりです。

1　感染症検査業務

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づき、3 類感染症発生時の患者家族や接触者等の病原体検索を目的とした行政検査および患者治療後の病原体を保有していないことの確認のための検査を実施しています。令和７年度は、腸管出血性大腸菌のほかに南筑後管内で細菌性赤痢の発生がありました。

また、特定感染症予防指針に基づき、ＨＩＶ及び梅毒の迅速検査を実施しています。

（1）感染症法による行政検査件数

	北筑後	南筑後	合計
赤痢・チフス	0	2	2
腸管出血性大腸菌	86	109	195

（2）特定感染症検査件数（令和７年度）

		ＨＩＶ検査	梅毒検査
北筑後	本庁舎（迅速検査）	53	52
	久留米分庁舎（迅速検査）	5	7
南筑後	本庁舎（迅速検査）	117	118
	八女分庁舎（通常検査）	11	11
合　計		186	188

2　環境検査業務

水質汚濁防止法に基づき、筑後川水系８地点と矢部川水系８地点の河川水検査を実施している。

また、水質汚濁防止法及び福岡県公害防止法等生活環境の保全に関する条例に基づき事業場排水検査を実施している。

（1）河川水検査件数　（令和７年度）

北筑後	65
南筑後	101
計	166

同（項目別）

Ｅ Ｃ	166
ｐ Ｈ	166
ＢＯＤ	166
ＣＯＤ	166
Ｓ Ｓ	166
大腸菌数	25
Ｔ－Ｎ	30
Ｔ－Ｐ	30

Ｅ Ｃ ：電気伝導率　　ｐ Ｈ ：水素イオン濃度

ＢＯＤ：生物化学的酸素消費量　　ＣＯＤ：化学的酸素消費量

Ｓ Ｓ ：懸濁物質　　Ｔ－Ｎ：全窒素

Ｔ－Ｐ：全燐

（2）事業場排水検査検体数　　（令和7年度）

北筑後	29
南筑後	64
計	93

同（項目別）

ｐ Ｈ	93
ＢＯＤ	93
ＣＯＤ	8
Ｓ Ｓ	101
Ｔ－Ｎ	93
Ｔ－Ｐ	90
計	478

ｐ Ｈ ：水素イオン濃度　　ＢＯＤ：生物化学的酸素消費量
ＣＯＤ：化学的酸素消費量　　Ｓ Ｓ ：懸濁物質
Ｔ－Ｎ：全窒素　　Ｔ－Ｐ：全燐

3　食品検査業務

食品衛生法に基づく福岡県食品衛生監視指導計画に沿った食品等の収去検査を実施している。

令和7年度は、細菌検査545検体、化学検査269検体を実施しました。

結果は、法違反事例が細菌数1件、大腸菌群2件、甘味料2件、保存料1件及び着色料1件の合計7件、福岡県食品成分規格指導基準不適合事例が細菌数9件、大腸菌群6件の合計15件でした。

食品収去検査検体数

	北筑後	南筑後	合計
総検体数	155	448	603
細菌検査検体数	138	407	545
化学検査検体数	40	229	269

同（項目数）

細菌検査	件数	A	B
細菌数	541	1	9
大腸菌群	430	2	6
E.coli（大腸菌）	63		
腸炎ビブリオ	37		
黄色ブドウ球菌	384		
サルモネラ属菌	53		
カンピロバクター	11		
クロストリジウム属菌	2		
乳酸菌数	4		
リステリア	0		
その他	0		
細菌計	1525	3	15

A:食品衛生法および食品表示法違反食品数
B:福岡県食品衛生成分規格指導基準不適食品数

同（項目数）

化学検査	件数	A
発色剤	22	
酸化防止剤	0	
甘味料	210	2
品質保持剤	0	
保存料	197	1
漂白剤	16	
4 殺菌剤	17	
着色料	102	1
乳脂肪分	8	
無脂乳固形分	5	
ｐＨ	68	
塩分濃度	12	
水分活性	2	
その他	17	
化学計	676	4

A:食品衛生法および食品表示法違反食品数

環境課

1　地域環境係

（1）環境啓発関係業務

住民・事業者・行政が協働し、温室効果ガスの排出量を削減させる「脱炭素社会」、資源の循環的な利用を確保する「循環型社会」、自然と人間の共生を確保する「自然共生社会」の構築など、より良い環境をめざした地域づくりを企画、調整、実施するため、「北筑後地域環境協議会」を設置し、地域主体の活動を支援しています。

北筑後地域環境協議会の構成

県出先機関	朝倉農林事務所、久留米・朝倉の各県土整備事務所、 教育庁北筑後教育事務所、北筑後保健福祉環境事務所（事務局）
管内市町村	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町
その他	福岡県地球温暖化防止活動推進員

北筑後地域環境協議会の主な活動（令和７年度）

区分	活動内容
脱炭素社会 （地球温暖化対策）	地球温暖化防止活動推進員との連携
	子ども環境家計簿活用事業
	エコ出前講座事業
	エコファミリーの登録推進
循環型社会 （３Ｒの推進）	３Ｒの啓発事業
	食品ロス削減推進事業
	ペットボトルキャップ回収
自然共生社会 （生物多様性保全）	生物多様性保全啓発事業
	自然体験活動の実施
	こどもエコクラブタイアップ事業

ア　脱炭素社会の推進

地球温暖化防止活動推進員との連携による啓発事業や小学校・学童保育所における環境教育の支援、啓発を行った。

実施年月	実施内容	実施場所
令和7年 7月～8月	小学校・学童保育所におけるエコ出前講座	久留米市 朝倉市
令和7年 6月～10月	小学生を対象に子ども環境家計簿を活用した普及啓発	管内市町村

イ　循環型社会の推進

学童保育所における啓発や、地域イベントへの出展を行った。また、ペットボトルキャップを回収してリサイクル企業に搬入した。

実施年月	実施内容	実施場所
令和7年6月	久留米市ＷＥＢ環境フェアワークショップ 「缶バッジ作り」	久留米市
令和7年6月	食品ロス削減街頭啓発キャンペーン	久留米市
令和7年 7月～8月	３Ｒ工作体験（空き瓶工作）	朝倉市
令和7年4月～ 令和8年3月	ペットボトルキャップ回収	庁舎内

ウ　自然共生社会の推進

学童保育所における啓発や、地域イベントへの出展を行った。また、ペットボトルキャップを回収してリサイクル企業に搬入した地元の地域活動団体や市町村担当部局と協働しながら自然共生事業を実施した。

また、全国唯一のスイゼンジノリ(※)自生地である朝倉市黄金川において、スイゼンジノリの復活と保全を図るため、朝倉市を事務局とし、地元住民団体、福岡県が参画する黄金川スイゼンジノリ保全協議会が平成26年5月に設置され、当所も協議会会員として参画している。

※福岡県レッドデータブック絶滅危惧Ⅰ類。

実施年月	実施内容	実施場所
令和7年5月	生物多様性保全啓発事業 「吉井町南新川まつり　川底探検」	うきは市
令和7年6月	水辺教室	筑前町
令和7年11月 令和8年2月	自然学習会	朝倉市 小郡市
令和7年12月	自然観察及び自然物工作 「自然観察とクリスマス飾りづくり」	久留米市

（2）浄化槽関係業務

浄化槽法に基づき、浄化槽の設置届出や保守点検業者の登録に係る審査事務等を行っている。

市町村別浄化槽設置基数（令和8年3月31日現在）

市町村	設置基数(基)	令和7年度	
		新規設置届出数(基)	廃止届出数(基)
小郡市	1,197	7	34
うきは市	1,566	3	7
朝倉市	6,303	32	37
筑前町	798	1	8
大刀洗町	498	0	5
東峰村	517	5	2
計	10,879	48	93

浄化槽保守点検業者登録数（令和8年3月31日現在）

業者住所地	登録数
小郡市	1
うきは市	2
朝倉市	5
筑前町	0
大刀洗町	1
東峰村	0
その他	3
計	12

（3）温泉関係業務

管内においては、原鶴温泉（朝倉市）や筑後川温泉（うきは市）など、筑後川中流沿いに温泉施設が多い。温泉の適正な利用と保護を目的として、温泉法に基づく掘削や公共利用等に係る許可申請や届出の審査事務及び事業者に対する指導等を行っている。

温泉関係施設数（令和8年3月31日現在）

区分／市町村	源泉数	公共利用許可区分		可燃性天然ガス※対策	
		浴用	飲用	ガス分離器	低濃度ガス
小郡市	3	3	0	0	3
うきは市	62	13	2	8	21
朝倉市	113	35	2	13	30
筑前町	4	2	0	0	3
東峰村	3	0	0	0	1
大刀洗町	0	0	0	0	0
計	185	53	4	21	59

※可燃性天然ガス：メタンガス（無色・無臭）。温泉水中に一定以上含む場合は対策が必要。

（4）自然公園関係業務

管内に所在する耶馬日田英彦山国定公園及び筑後川県立自然公園内における開発行為に関する許可申請や届出の審査事務を行っている。

公園名	面積	関係市町村	指定年月日
耶馬日田英彦山国定公園	8,269ha	うきは市、朝倉市、東峰村、 （豊前市、添田町、みやこ町、 上毛町、築上町）	昭和25年 7月29日
筑後川県立自然公園	14,690ha	うきは市、朝倉市、大刀洗町、 （久留米市、八女市、嘉麻市）	昭和25年 5月13日

許可・届出件数（令和7年度）

公園名	許可件数	届出件数
耶馬日田英彦山国定公園	0	1
筑後川県立自然公園	3	0
計	3	1

（5）傷病野生鳥獣保護業務及び鳥獣保護思想の普及啓発

ア　傷病野生鳥獣保護

傷病野生鳥獣の保護に関する業務を実施している。また、愛鳥週間（5月10日～16日）の行事として、実のなる木の配布、愛鳥週間啓発ポスター原画の募集を行った。

傷病野生鳥獣医療所

委託先	医療所設置場所	令和7年度 保護件数
公益財団法人 久留米市都市公園管理センター	久留米市東櫛原町中央公園内 久留米市鳥類センター	0件

イ　高病原性鳥インフルエンザ対策

高病原性鳥インフルエンザは渡り鳥が飛来する11月頃から北の地方に戻る翌5月頃までが主な発生時期であるが、高病原性鳥インフルエンザが発生・拡大すると、野鳥や家禽（養鶏）が大量死するなど各方面に大きな影響を及ぼすことから、死亡野鳥発生時の連絡体制の構築、初動調査（回収等）の方法、ウイルス検査体制、住民等への周知などについてマニュアル化され、国を中心として全国統一的な対策が行われているところである。

具体的な死亡野鳥の対応レベル（回収基準）の概要は下表のとおりである。令和７年度は、国内での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、「対応レベル２」（10 月 21 日～）、更に国内で家きんの疑似患畜の確認に伴い「対応レベル 3」（10 月 23 日～）に引き上げられ監視強化を図った。

なお、管内では令和７年度の死亡野鳥の検査実績は無かった。

※対応レベル表

<table>
<tr><th>対応レベル</th><th>検査優先種1</th><th>検査優先種2</th><th>検査優先種3</th><th>その他の種</th></tr>
<tr><td>対応レベル1
（通常時）</td><td rowspan="4">1羽以上</td><td>3羽以上</td><td rowspan="2">5羽以上</td><td rowspan="3">5羽以上</td></tr>
<tr><td>対応レベル2
（国内単発発生時・
近隣国発生時）</td><td>2羽以上</td></tr>
<tr><td>対応レベル3
（国内複数箇所発生時
・近隣国発生時）</td><td>1 羽以上</td><td>3羽以上</td></tr>
<tr><td>野鳥監視重点区域
（発生地周辺）</td><td>1 羽以上</td><td>3羽以上</td><td>3羽以上</td></tr>
<tr><td>鳥 種</td><td>（ｶﾓ目ｶﾓ科）
シジュウカラガン
マガン
ヒシクイ
コブハクチョウ
コクチョウ
オオハクチョウ
コハクチョウ
オシドリ
ヒドリガモ
キンクロハジロ
（ｶｲﾂﾌﾞﾘ目ｶｲﾂﾌﾞﾘ科）
カイツブリ
カンムリカイツブリ
（ﾂﾙ目ﾂﾙ科）
ナベヅル
マナヅル
（ﾁﾄﾞﾘ目ｶﾓﾒ科）
ユリカモメ
（ﾀｶ目ﾀｶ科）
オジロワシ
オオタカ
ノスリ
（ﾊﾔﾌﾞｻ目ﾊﾔﾌﾞｻ科）
ハヤブサ
※重度の神経症状が観察された水鳥類</td><td>（ｶﾓ目ｶﾓ科）
マガモ
オナガガモ
トモエガモ
ホシハジロ
スズガモ
（ﾀｶ目ﾀｶ科）
オオワシ
クマタカ
（ﾌｸﾛｳ目ﾌｸﾛｳ科）
フクロウ</td><td>（ｺｳﾉﾄﾘ目ｺｳﾉﾄﾘ科）
コウノトリ
（ｶﾂｵﾄﾞﾘ目ｳ科）
カワウ
（ﾍﾟﾘｶﾝ目ｻｷﾞ科）
アオサギ
（ﾍﾟﾘｶﾝ目ﾄｷ科）
クロツラヘラサギ
（ﾂﾙ目ｸｲﾅ科）
オオバン
（ｽｽﾞﾒ目ｶﾗｽ科）
ハシボソガラス
ハシブトガラス
（ﾀｶ目ﾐｻｺﾞ科）
ミサゴ

＊以下は、検査優先種１，２以外全種
（ﾂﾙ目ﾂﾙ科）
タンチョウ等
（ｶﾓ目ｶﾓ科）
カルガモ
コガモ等
（ｶｲﾂﾌﾞﾘ目ｶｲﾂﾌﾞﾘ科）
ハジロカイツブリ等
（ﾁﾄﾞﾘ目ｶﾓﾒ科）
セグロカモメ
ウミネコ等
（ﾀｶ目ﾀｶ科）
トビ等
（ﾌｸﾛｳ目ﾌｸﾛｳ科）
コミミズク等
（ﾊﾔﾌﾞｻ目ﾊﾔﾌﾞｻ科）
チョウゲンボウ等</td><td>検査優先種1～3以外の鳥種すべて</td></tr>
</table>

2　環境指導係

（1）廃棄物関係業務

ア　一般廃棄物関係

一般廃棄物処理施設の設置や施設の維持管理に関する指導及び一般廃棄物の処理主体である市町村等に対する助言を行っています。

一般廃棄物処理施設設置状況　　（令和８年３月 31 日現在）

区分 / 市町村	一般廃棄物処理施設 （移動式を除き、民間設置を含む。）
小郡市	1
うきは市	5
朝倉市	8
筑前町	3
大刀洗町	0
東峰村	0
計	17

イ　産業廃棄物関係

産業廃棄物に関する許可及び監視指導については、関係機関と連携して事業者を指導するなど、不適正処理の未然防止及び是正指導を行っています。

なお、主な取組は、次のとおりです。

①北筑後地区廃棄物不法処理防止連絡協議会（構成機関：警察署、消防本部、市町村、保健福祉環境事務所等）による事案の情報交換など

②産業廃棄物車両検問の実施（警察署等と合同）

③建設リサイクル法パトロールの実施（県土整備事務所と合同）

④民間警備会社委託による夜間及び休日のパトロールの実施

産業廃棄物処理施設設置状況（令和８年３月 31 日現在）

区分 / 市町村	産業廃棄物処理施設 （移動式を除く。）
小郡市	2
うきは市	4
朝倉市	8
筑前町	2
大刀洗町	0
東峰村	1
計	17

産業廃棄物処理業許可状況　（令和８年３月 31 日現在）

産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			計
収集運搬業	処分業		収集運搬業	処分業		
	中間処理	最終処分		中間処理	最終処分	
801	45	0	83	0	0	929

産業廃棄物関係事業場立入検査件数及び行政指導等状況（令和７年度）

立入検査	厳重注意	改善命令
275	2	0

ウ　自動車リサイクル関係

自動車リサイクル法に基づく登録・許可に係る事務及び立入検査を実施しています。

自動車リサイクル法関係事業者数　（令和８年３月 31 日現在）

引取業者数	フロン回収業者数	解体業者数	破砕業者数
34	19	13	0

エ　PCB 関係

PCB 廃棄物等の保管事業者や所有事業者に対して立入調査等を行い、適正な保管や速やかな処理等について指導を行っています。

（２）環境保全関係業務

ア　大気関係

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設等を有する工場・事業場に対する立入検査を実施しています。排出基準の遵守状況については、排出ガスの分析検査等を行い確認しています。

また、令和７年度、特定粉じん（石綿）排出等作業の届出は、３件あり、特定粉じんが飛散しないよう必要な措置の可否について立入検査を行いました。

大気関係届出事業場数　（令和８年３月 31 日現在）

区分 / 市町村	ばい煙発生施設	水銀排出施設	VOC 排出施設	一般粉じん発生施設
小郡市	26	0	1	12
うきは市	27	0	1	4
朝倉市	51	1	0	9
筑前町	22	1	1	2
大刀洗町	9	0	0	2
東峰村	1	0	0	0
計	136	2	3	29

大気関係事業場立入検査件数（令和７年度）

工場・事業場数
38

イ　水質関係

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場に対する立入検査を実施し、排出水の水質検査を行い、排水基準の遵守状況の把握とともに指導を行っています。

公共用水域については、令和３年度から補助点を１地点追加し、管内河川の環境基準点５地点及び補助点２地点で、毎月水質検査を行っています（補助点については、四半期ごとに検査を行っています）。

水質関係届出事業場数　（令和８年３月 31 日現在）

区分 / 市町村	特定事業場
小郡市	40
うきは市	78
朝倉市	229
筑前町	42
大刀洗町	20
東峰村	13
計	422

水質関係事業場立入検査件数（令和７年度）

特定事業場数
54

管内河川水質の推移と環境基準達成状況（BOD 値：mg/L）

水域名		地点名	類型	基準値	年度				
					R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
基準点	隈上川	柳野橋	A	２以下	1.8	2.7	1.7	2.6	1.2
	桂川	蜷城橋	A	２以下	2.3	2.3	2.2	2.9	1.6
	佐田川上流	屋形原橋	A	２以下	2.3	2.6	1.7	2.4	1.5
	佐田川下流	佐田川橋	A	２以下	1.9	2.5	1.8	3.5	1.4
	小石原川	高成橋	A	２以下	2.5	2.2	1.9	3.2	1.8
補助点	小石原川	千手橋	A	２以下	－	1.6	1.7	1.2	1.6
	宝満川	鬼川原橋	B	３以下	1.4	3.5	2.3	2.1	2.3
達　成　率（%）					50% (3/6)	14% (1/7)	85% (6/7)	29% (2/7)	100% (7/7)

ウ　公害苦情関係

各種法令による規制を受ける工場・事業場に対する公害苦情は、規制基準が厳しく、かつ事業者の公害防止の意識が浸透してきたことにより減少傾向にある。しかし、最近の傾向として、家庭生活や小規模・未規制事業場に起因する苦情が増加しているため、市町村と連携して早期解決に努めています。

公害苦情件数（令和７年度）

大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
3	9	0	1	0	0	2	11	26

※1 件の苦情で複数の苦情申し立てがあった場合には、それぞれの区分に計上しています。

エ　土壌汚染対策関係

土壌汚染対策法に基づく届出に係る事務及び調査・指導を行っています。

土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更届出数（令和7年度）

小郡市	8
うきは市	7
朝倉市	11
筑前町	8
大刀洗町	5
東峰村	2
計	41※

※1件の届出で複数の市町村に関係する場合には、それぞれの市町村に計上しています。

オ　ダイオキシン類関係

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、管内の関係工場・事業場に対する立入検査を行い、規制の対象となる廃棄物焼却炉の届出及びダイオキシン類の自主測定義務の履行について指導を行っています。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を有する特定事業場数（令和8年3月31日現在）

区分 / 市町村	大気基準適用施設			水質基準対象施設			
	廃棄物焼却炉	その他（アルミ関連等）	計	焼却炉の廃ガス洗浄施設等	下水道終末処理施設	灰の貯留施設	計
小郡市	1	0	1	0	0	0	0
うきは市	3	0	3	0	0	0	0
朝倉市	6	0	6	0	0	0	0
筑前町	2	0	2	0	0	0	0
大刀洗町	0	0	0	0	0	0	0
東峰村	2	0	2	0	0	0	0
計	14	0	14	0	0	0	0

カ　PRTR法関係

事業所から環境中への化学物質の排出量及び廃棄物としての移動量を事業者が届け出て、国がその結果を集計・公表しています。

PRTR法に基づく届出数　　（令和7年度）

久留米市	9
小郡市	1
うきは市	2
朝倉市	9
筑前町	3
大刀洗町	0
東峰村	2
計	26

※電子申請は除く

福岡県行政組織規則上、当事務所が久留米市のPRTR法の事務を所掌しています。

資　料

令和7年　北筑後保健福祉環境事務所管内人口動態

	出　生（人口千対）		死　亡（人口千対）		乳児死亡（出生千対）		新生児死亡（出生千対）		周産期死亡（出産千対）		死　産（出産千対）		婚　姻（人口千対）		離　婚（人口千対）		諸率の算出に用いた人口	22週以後の死産数
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率		
全国	686,173	5.7	1,605,378	13.3	1,266	1.8	637	0.9	2,285	3.3	15,323	21.8	485,092	4.0	185,904	1.5	120,295,592	1,800
福岡県	32,280	6.5	62,933	12.6	78	2.4	40	1.2	128	4.0	735	22.3	21,033	4.2	8,927	1.8	4,989,000	100
管内	1,023	5.7	2,515	13.9	0	0.0	0	0.0	1	1.0	16	15.4	521	2.9	268	1.5	180,347	1
小郡市	312	5.3	673	11.5	0	0.0	0	0.0	1	3.2	3	9.5	151	2.6	76	1.3	58,652	1
うきは市	127	4.9	450	17.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	30.5	70	2.7	43	1.7	25,966	0
朝倉市	226	4.8	805	17.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	17.4	126	2.7	70	1.5	47,469	0
筑前町	221	7.2	368	11.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	22.1	118	3.8	52	1.7	30,842	0
東峰村	6	3.7	48	29.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	1.9	1	0.6	1,618	0
大刀洗町	131	8.3	171	10.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	53	3.4	26	1.6	15,800	0

出典：厚生労働省「人口動態統計」、福岡県「人口移動調査」

福岡県「人口移動調査（令和7年10月1日現在）より

各率の計算式

出生率＝出生数／人口×1000
死亡率＝死亡数／人口×1000
乳児死亡率＝乳児死亡数／出生数×1000
新生児死亡率＝新生児死亡数／出生数×1000
周産期死亡率＝周産期死亡数／（出生数＋妊娠満22週以後の死産数）×1000
死産率＝死産数／（出生数＋死産数）×1000
婚姻率＝婚姻件数／人口×1000
離婚率＝離婚件数／人口×1000

発　　行

福岡県北筑後保健福祉環境事務所

〒８３８－００６８

福岡県朝倉市甘木２０１４－１

電話：０９４６－２２－４１８４

FAX　：０９４６－２４－９２６０

福岡県行政資料	
分類番号	所属コード
GA	4403184
登録年度	登録番号
08	0001